

第九十八回国会 建設委員会 議 録 第三号

昭和五十八年三月二日(水曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 松永 光君

理事 鴨田利太郎君

理事 竹中 修一君

理事 小野 信一君

理事 小沢 貞孝君

足立 篤郎君

唐沢俊二郎君

木村 守男君

東家 嘉幸君

井上 普方君

関 晴正君

瀬崎 博義君

出席國務大臣

建設大臣

國務大臣

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房

長 官繁 護君

国土庁長官官房

審議官 荒井 紀雄君

国土庁長官官房

會計課長 金湖 恒隆君

国土庁計画・調

整局長 白井 和徳君

国土庁土地局長

小笠原正男君

国土庁地方振興

局長 川俣 芳郎君

建設政務次官

中村喜四郎君

建設大臣官房長

豊蔵 一君

建設大臣官房総

理事 住 栄作君

理事 村岡 兼造君

理事 義彦君

池田 行彦君

川崎 二郎君

桜井 新君

野上 徹君

久保 等君

中村 茂君

甘利 正君

英男君

加藤 六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

六月君

委員外の出席者

建設大臣官房会
計課長 牧野 徹君

建設省計画局長 永田 良雄君

建設省都市局長 加瀬 正蔵君

建設省河川局長 川本 正知君

建設省道路局長 香掛 哲男君

建設省住宅局長 松谷蒼一郎君

行政管理庁行政
監政局監察官 塩路 耕次君

行政管理庁行政
監政局監察官 上谷 勝徳君

厚生省環境衛生
局水道環境部計
画課長 田中 富也君

資源エネルギー
庁石油部備蓄課
長 香田 忠雄君

北海道東北開発
公庫理事 阿多 忠明君

参 考 人 志村 清一君

参 考 人 名本 公洲君

参 考 人 救仁郷 斉君

参 考 人 武田 晋治君

参 考 人 田辺 昇学君

参 考 人 升本 達夫君

参 考 人 名本 公洲君

参 考 人 救仁郷 斉君

参 考 人 武田 晋治君

参 考 人 田辺 昇学君

参 考 人 升本 達夫君

参 考 人 名本 公洲君

参 考 人 救仁郷 斉君

参 考 人 武田 晋治君

参 考 人 田辺 昇学君

参 考 人 升本 達夫君

参 考 人 名本 公洲君

参 考 人 救仁郷 斉君

参 考 人 武田 晋治君

参 考 人 田辺 昇学君

参 考 人 升本 達夫君

参 考 人 名本 公洲君

参 考 人 救仁郷 斉君

参 考 人 武田 晋治君

参 考 人 田辺 昇学君

二月二十八日

公共賃貸住宅の大量建設等に関する請願(木間
章君紹介)(第一〇二四号)

同(渡部行雄君紹介)(第一〇二五号)

同(渡辺三郎君紹介)(第一〇二六号)

同(嶋崎謙君紹介)(第一〇六六号)

同(山本政弘君紹介)(第一一四〇号)

同(永井孝信君紹介)(第一一七〇号)

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請
願(愛知和男君紹介)(第一〇五五号)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第一〇五六号)

同(片岡清一君紹介)(第一〇五七号)

同(菊池福治郎君紹介)(第一〇五八号)

同(住栄作君紹介)(第一〇五九号)

同(二階堂進君紹介)(第一〇六〇号)

同(野上徹君紹介)(第一〇六一号)

同(三塚博君紹介)(第一〇六二号)

同(保岡興治君紹介)(第一〇六三号)

同(山崎武三郎君紹介)(第一〇六四号)

同(綿貫民輔君紹介)(第一〇六五号)

同(橋橋進君紹介)(第一一三九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整
備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提
出第一六号)

建設行政の基本施策に関する件

国土行政の基本施策に関する件

○松永委員長 これより会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の
基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。井上普方君。

○井上(普)委員 お伺いしたいのですが、一
昨年来、臨時行政調査会というのができまして、
どうも臨時行政調査会というのがあつたか、枢密院
のごとき存在になっている。そしてこの言うこと
とは何でも聞かなければいかぬというような世論
になつてきている。まことに嘆かわしいことと
す。これであれば、臨調さえあれば政界もあるい
は議会も要らぬのじゃないかという感すら私は
いたしております。しかも、その臨調の答
申を金科玉条のごとく守るというのが中曽根内閣
のようであります。私もそれにいたしましたら、自
民党もなくてもよろしい、もちろん社会党、ほか
もなくてもいいんだというような感すらいたすの
であります。

そこで、臨調は一体建設省に対して何を要求し
ておられるのか、この点明らかにしていただきたい。

○吉田(公)政府委員 具体の細かいことでは
ありませんので、私から申し上げます。

臨調行政調査会、御存じのとおり一昨年発足し
まして、第一次、第二次、第三次答申までいた
したわけでございますが、第三次の基本答申を
受けまして、その後、昨年の夏から最終答申に向
けて作業をいろいろやっております。その結果、
昨年の暮れからここの正月にかけて八つの
部会の報告が出ております。

その八つの部会の報告の中で、建設省が対象と
なっておりますものを順次申し上げますと、まず
行政組織の問題でございますが、行政組織の問題
につきましては、一つは中央の問題でございます
が、これにつきましては官庁官制の一元化という
問題についての御指摘が一つございます。

それから第二に、本省の官房と計画局の所掌に
ついて、その整理を図るべきだということが指摘
されております。

そのほかの問題については、あとは出先機関でございいます。建設省の組織は、本省それからプロロック機関の地建、それから出先になるわけでございいますが、出先機関につきまして、九十五の事務所、出張所について五年を目標として整理を図れというところが具体的に挙げてございます。

そのほか建設省の関連いたします特殊法人につきまして、道路公団及び住宅公団の業務の仕方につきまして御指摘が出ているわけでございます。その道路公団につきましては、高速自動車国道についての料金の問題、それから住宅公団につきましては、住宅の建設に関する地域の問題についての御指摘でございます。

そのほか、特に建設省のいうことではございませんが、補助金の問題等につきまして、たとえば今後当分の間については、公共事業についても総額について抑制に努めろというようなことなんか御指摘になっておるところでございます。

○井上(普)委員 いま承りますと、臨調というののもいかにもお粗末だなどという感じがいたすのであります。行政の簡素化というのは、日本の明治以来の歴史を見ますと、十年ごとに戦争があった。

その戦争があつたたびに行政の簡素化が行われてきた。行政改革が行われてきた。戦後三十八年たちますと、国民のニーズに従つた行政がかなり行われてまいりました、そのときそのときに。しながら、不要になつたところはそのままに置いておく、それで膨張していく。この傾向がなきにしもあらずで、私は、行政改革というのは、そういう意味合いにおいて、必要がなくなつてきた行政それ自体あるいは法律自体、それを削つていく面が行政改革であらうと思つております。しかし、御存じのとおり、法律にいたしましても三百幾つかの不要な法律、全然動いていない法律、これを削ることすらできてない。まして、いわんや建設省の中においても、整理するところがなければならぬ。しかし考えてみますと、役人というのは、パーキンソンの法則ではありませんけれども、一たん権力を握り仕事をやろうとすると、ど

んどんと人数をふやしていく、機構をふやしていく、これはもう明らかところであります。

そこで大臣に、大臣はこれは知らぬだろうからちよつとお伺いするのだが、私が代議士に出ましたのが昭和四十二年だ。四十二年から今日まで建設省は、あるいは局あるいは課、それが一体どれくらいふえているのか、その点お伺いしたいのです。——わからなければいいや。直ちに御答弁で、きないかしらぬ。後で結構です。しかしながら、やはりふえてきている。その後、私が見ましても不要なものがたくさん出てきた。それと同時に、行政改革というのは、あくまでも地方に対して権限を付与し、中央の行財政の配分を行わなければならぬ、こういうことが中心でなければならぬ、と思ふのです。しかしながら、地方政治に對する、地方自治に對する中央の不信感というのは、こちらの役人どもの頭の中にはぬぐいがたいものがある。でございますから、ともかく地方に補助金を渡して、一面、これは政党の勢力の伸長のために使つたのでございましょう。補助金があつたぶんばんに量において數においてふくらんできたことも御承知のとおりであります。

でございますので、私は一例として申し上げるのだが、市町村道の補助というのは昭和四十三年に始まった。生活道路の必要性というようなことをやかましく言いました。しかし、この市町村道の補助金なんかは、地元に還元さして、中央がつぱをつけ、あるいはこれを指導するというのではなくて、自治体が自由自在に使えるようにする必要があるのではないかと思うのですが、いかがでございます、大臣。

○内海国務大臣 井上先生の建設行政に対する博識を承りまして、私も大変敬意を表しておるものでございますが、私といたしましては、地方の市町村道、これもいづれ国道、県道といった道路とつながって初めて一貫性をなすものでございいますから、市町村道だけを切り離して考えるという考え方も成り立つこともあるかと思ひますが、全体的な道路計画として、国全体として考へ

ていかなければならぬというたてまえで現在のよ
うな制度がとられておるもの、こう思つておるわ
けでございます。

○井上委員 市町村道というのは生活道路なんです。県道とか国道というのは、都市間の連絡であるとか他県との連絡というようなことになっているはずで。市町村道というのは市町村の中にだけあるはずなんです。町村と町村とをつなぐのは県道なんです。それを、生活道路であるこういうような市町村道に中央がともかくひもをつけることは、一例を挙げれば、これは中央集権と言わざるを得ないと思うのです。あなたのおっしゃるのはまさに中央集権の集まりであると思うのです。ここらあたりは考え方を素直に考える必要があります。あるんじゃないか。地方分権ということがいま叫ばれ、民主政治を推進する上からいきますと、地方分権をしなければならぬ。それには余りにも中央に権限が集中し過ぎておる。だから、予算配分のところになりましたら、無論大臣も御存じのことおり、金魚のふんのごとく陳情団が東京に押ししかけてくる。それがまた集票につながっていくのかおもしれません。そういうような組織をつくってお

ることも事実であります。それは別にいたしまして、日本がこういうような経済情勢になつてまいりますと、不要なところは削つていく。そしてあなたの今度の所信表明を見まして、私はいいことを言うておると思う。ここ四、五年の間は、所信表明を見ましても効率的な予算の運用ということがなかつた。あなたの今度のを見ていますと、効率的な運用ということが盛んに出てくるから、違つてきたんだと思つておるのです。それはともかくといたしまして、そういうような面からいえますと、臨調の補助金の抑制ということではなくて、補助金の整理ということをひとつ十分に考えていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、行政官庁が、臨調から言われなければともかく整理することができないのでは、私に、改革をすることができないというのは、私は話にならないと思う。みずからこれをやっている

くという必要があると思います。この点を申し上げておきたいと存ずるのであります。

それから、時間が一時間しかないのです。こんなことをしゃべっておりますと二、三時間すぐになつてしまいますので、ひとつ伺いたいしたいのですが、私は大臣の所信表明を持って、これで質問をしているのですから、二ページ目をあけていただきたいのです。この真ん中ごろに「社会資本の整備に当たっては、事業の重点的、効率的な執行等所管行政の合理化、効率化を図りつつ」とあるのでございますが、「事業の重点的、効率的な執行等」ここまではよろしゅうございます。そこで「所管行政の合理化、効率化」というのは、具体的に何を示すのですか、お伺いしたいのです。

○内海国務大臣　所管行政の合理化というのは、合理的にいままでのむだを省いた形で、むだがあつたとすれば、そういうものを省いて能率的にやる。効率性というのは、予算の限られた非常に厳しい財政状況にありますので、それを有効に、効率の上がるような方法で執行していきたい、こういうような意味でございます。

○井上(普)委員 いや、いまのは効率化と同じじゃないですか、あなたの合理化という言葉は、「所管行政の合理化、効率化を図りつつ」とあるのだから、具体的に一体何を示すのだ、この点を伺いしたいのです。具体的に官房長。

○豊蔵政府委員　所管行政の合理化、効率化につきましては、たとえば住宅行政等におきまして、建築指導行政等につきましては、その中身につきまして、たとえば臨調の部会報告にも出ておりますが、建築確認の業務をもう少し合理化する方法がないか。あるいはまた臨調も答申で出しておられますが、道路行政等におきます許認可業務等につきまして、その簡素化を図るといったようなこと等の検討を進め、合理化できるものを積極的に合理化を進めていくという趣旨でございます。

○井上(普)委員　そうすると、これはすべておたくの方も臨調の言うままになっておる。自主性が全然ない。一例を挙げれば住宅確認、あのような

くだらないものは、ともかく書類ばかりつくつて合理的でない、あるいは効率的でないというのはだれの目にも明らか、国民はこれで困っているのです。

大田建設確認などというのは、昭和二十二、三年ぐらいいに、進駐軍が来ておつて、そして新しい家を建てるのにチェックしていった。そのためにつくつたのがあの建築確認制度なんです。当時でございましてならば、柱の太さ一本一本にまで進駐軍が来てチェックしていった。そして材木がやみに流れていかどうかを調べるためにつくつたのが確認制度なんです。それが今日まで来ると、もう確認制度というのはなくてもいいはずなんです。ところが、これがまだ厳然として残り、しかも住民を苦しめている。もちろん違法建築についてのチェックの機能はあることは私も認めます。しかしながら、こういうようなことを考えてまいりますと、みずからがやらなければならぬ仕事、合理化、こういうのをともかく臨調に言われなければできないいまの役人の体質、役所の体質、これを改める必要があるんじゃないですか。

どうです、大臣。みずから直そうとする努力が足りないのじゃないか。あるいはまた法律はたくさんつくつてきた。法律はつくつてきたけれども、効率的でない法律がたくさんある。たとえて言え、いままでも宅地造成のためにたくさん法律をつくつてきた。しかし、一体何件その法律の適用を受けておるかと言いましたら、全然受けてない法律もあるはずだ。こういうようなむだはひとつ省こうじゃありませんか。みずから考えて、この法律はもう必要になったのだということについては、チェックしながらこれを捨てていく。まあスクラップ・アンド・ビルドですか、これを法律の上においてもやる必要があるし、行政組織の上においてもやめていく必要がある、私はこう思うのだが、大臣、どうです。

○内海国務大臣 御指摘の点はごもっともだと思います。したがって、政府としては、御指摘のように、自分の方の役所の中で合理的なことが

従来なかなか図りにくかったということから、行政改革というものが現在の国民的な重要課題である、こういうものを受けて臨調という機関でいろいろ御審議をいただいて、いまだみずからの役所ではできなかった問題についても御指摘をいただいて、国民的課題の中で対応して、役所の合理化、効率化を図っていくという点に今回の行政改革の大きな目的があるのではないかと、こう思うわけであります。

○井上(普)委員 そうすると、逆説的に言えば、役人というのは国民的課題に背を向けた存在であったということになります。そうなるのだよ。ともかくみずから直していこうという努力をやらなかったというところ、しかもそれに対して反抗の姿勢が見えるようだ。まあ無理もない。大体考えてごらん下さい。臨調の十人の委員さんというのはみんな素人なんだ。素人が一年勉強したところであるに十分なものができると思つていない。こゝろあたりをみずからともかく直していく。それをやるのが政党政治であると私は思うのです。政党が官僚と癒着してしまえば、これはもういままでの姿がそうなるおそれから、私もこういうことを申すのであります。このところをひとつ十分にお考え願ひたい。

まだまだ言いたいところがあるのですが、大黒さんのようにこやかな内海大臣でございまして、これ以上申し上げるのは一応はばかりますけれども、しかしながら、やはり大臣は大臣としての指導性を発揮していただきたい。ただ座つてにこにこしておるのが大臣の仕事ではないことを申し上げておきたいと思つております。

それから、次の文章、社会資本の充実整備に当たつて、「地域の特性に応じ地域住民の要請に的確にこたえらるゝとともに、環境にも十分配慮してまいる所存であります。」これはどういふ具体的な考え方をもちたいのですか。

○内海国務大臣 これは言葉のとおりでございまして、地域の特性を生かしという点は、井上先生の場合でしたら、四国というものを考えて、その

四国の特殊性を十分生かすような社会資本の充実を図つていかなければならぬ、それを地域住民の皆さん方の御要望にこたえる形でやつていきたい、こういう意味でございまして。

○井上(普)委員 果たして地域の特性が生かされておるか。私は生かされていないと思つたのです。この点は特に、これは国土庁長官、あなたもおられるので、ひとつあなたの質問と関連しながら申し上げます。

あなたの第三次の全国総合開発計画、内容を見て、モデル定住圏計画が実施の段階に入つておる、こう申されます。そのとおりです。しかし、この第三次総合計画というものを私は私なりに解釈しております。これは地域の特性というものを中心にして、地域の特性といふよりは、むしろ水利を中心にして定住圏というものを想定している。そうすると、ちょうど徳川時代の三百ぐらゐ、二百五、六十の藩と同じ形になるのです。そこへもつてきて道路と鉄道、高速道路を敷いて東京に集中させようというのが第三次総合計画だと私は思つておるのです。東京に通勤交代をやらす、三百諸侯を引つ張つてくるために、ともかく高速道路と新幹線をつくつていくのだというのがあの第三次計画であると私は理解しておるのであります。

しかし、このモデル定住圏計画というのを個々に見ていきますと、ほとんど差がない。四国には四国の特性があるはずだ。東北には東北の特性があるはずだ。しかし計画それ自体はともかく何ら特性がないように思われてならないのであります。どうでございませう。

○加藤国務大臣 三全総そのものは、過密過疎を解消し、大都市に極端な人口、産業の集中を排除しよう、そしてそれぞれの地域に特性あるものをやつて、国土の均衡ある発展を図ろうというのがねらいでございまして。そういうねらいを踏まえまして、定住圏構想というのを三全総の一つの大きな政策推進目標として設定したわけです。そしてそのうちのモデル定住圏を指定しまして、そこは

そこ独自の、地域に密着した、その地域にふさわしい定住圏構想を立てていただき、それを推進いたしていくということでありまして、それが大都市志向型であつたり何かしては大変困るわけではございません。その地域、地域にふさわしい定住圏構想でないといけない、こう思い、またそういう精神に従つて、ある面では指導をいたしておる次第でございまして。

○井上(普)委員 指導はそうかもしれないが、現実に東北の定住圏構想の計画の中身、それと四国の定住圏計画の中身、同じじゃないですか。老人施設をつくつてみたり、計画の一つ一つを見れば大体どこに差があるのです。ほとんど差がないじゃないですか。ありませんか。

○加藤国務大臣 井上先生に対する詳しいお答えは局長をもつてお答えさせていただきますと思ひますが、先生がいみじくもお触れになりました老人という問題、これは三全総を確定した後に急激な人口高齢化社会というものが進展してまいりますから、モデル定住圏の中においても高齢化対策という問題は、やはりわが国全体の問題としても、それぞれの地域においても一つの大きな柱として考えざるを得ないではないかと思ひますが、詳しいことは局長に答弁をいたさせたいと思ひます。

○白井政府委員 お答え申し上げます。

ただいま大臣からの答えがありましたように、モデル定住圏につきましては、これは地方公共団体みずから計画を樹立し、その計画に基づくところの特別事業というものを一つの戦略的な事業として掲げまして、その事業について国が支援していく。こういう形で地方の自主性、独自性を生かした計画づくりになつていくわけではございません。たとえば青森県の津軽圏域におきましては、雪を克服し、あるいはそれを活用するというようなところを重要な問題にしておりますし、あるいは津軽文化の伝承、創造と人材の育成ということを開発の戦略にしております。それに対して、岐阜県の大垣圏域におきましては、先ほど先生の御質問にありましたように、水と調和した

南北交流を促進するということを開発の戦略としておりまして、それぞれの地域、地域の特性を生かした地域づくりをモデル定住圏では考えている、かように思っております。

○井上(普)委員 私その計画はずっと見ました。見まして、特性があるというのはほとんど少ないのです。しかも、いま大臣おっしゃいましたけれども、第三次総合計画ができた後に高齢化社会が急速に進んだのじゃないのです。もうずっと前からなんです。それをとまかく予想できなかった役所が悪い。

それはともかくといたしまして、高齢化が進んでいっている。しかも、あなたもおっしゃっています。計画は全国的に、都市人口が大人人口の七割を二十一世紀には占めてくる。これをいかにして分散するか。過疎過密の問題じゃないのです。均衡のある国土の開発を図るためにつくられたものだと私は思っております。途中で総理大臣がかわるといって、田園都市構想なんというくだらんことを言ってみたり、あるいは田園都市構想は北斗七星のようなもので、それを目標にしているんだ、こう言ったこともあります。しかし、この定住圏構想だの全国第三次構想は、田園都市構想というものが中心でなければならぬのに、どこを見てもありはせぬのだ。大平さんが亡くなったら雲散霧消だ。役所というのはいきながら、自らの思った官僚独自の思い上がりの計画をいかに政治的に利用していくかの私はあらわれだろと思うのです。田園都市構想はどこにありますか。ここには書いてないですよ。一とこです。一ところしかないので。しかし、これが中心だつたはずなんです。

まあそれはともかくといたしまして、いずれにいたしまして、画一的な行政がこのモデル定住圏構想においても行われておるのじゃないだろう。そこにはいま私が建設大臣にお尋ねいたしました地域の特性というものが生かされてきてない。全国の小学校あるいは高等学校の建物を見て

ごらん下さいよ。全部画一的じゃないですか。建物一つにしてもそうです。大体、日本みたいに高温多湿、雨の多いところで屋根のない建物というのはいくらもありません。屋根のない建物、上が平らなもの、水がたまる建物、幾ら日本の建築技術が進歩したといえども、十年すれば雨漏りするの当然なんです。ところが、建物を全部見てごらん下さいよ。屋根はみんな平になつていないじゃないですか。水はたまりほうだ。やがてこれは雨漏りがする。どこでもそうでしょう。雪が降るから雪かきをするような小学校、中学校がありますか。こういうようなところをひとつ考えていただきたいのです。これが特性あるものでしょう。

だから、ここに「後世に残る良好な都市資産」としての市街地の整備を積極的に図ってまい」とございまして、いまの計画からいって、建物それ自体もバリだとかロンドンとかああいうようなところと比べますと、建築物それ自体が後世に残るような資産じゃないじゃないですか。あるいはまた下水道にいたしまして、私はしよつちゅう言っているのですけれども、パリの下水道にいたしまして、ジャン・バルジャンの時代からずっと残っているのです。ところが、日本の下水道のあのヒュームは一体何年耐用年数がありますか。あれから比べると非常に短い。恐らく七、八十年でしょう。こういうような点からすると、もうこういう安定的な時代に入ったのだから、あんならのおっしゃるように、「後世に残る良好な都市資産」としての考え方に切りかえていってほしいのじゃないだろうか、私はこう思うのです。

住宅一つとりまして、これはしよつちゅう私は言っておるのでございまして、いまの住宅でございまして、耐用年数はせいぜい一代でございまして、西欧諸国のは、石造りというように関係もございまして、大抵四世代、五世代は使えるはずなんです。日本の近時の建物でありましたならば、まあ一代、二十五年

でしょう。しかし昔の建物は、少なくとも戦前までの建物でございまして、田舎の建物であれば、百年、百四、五十年残る建物であつたはずなんです。それがこうなつてくると、ここに日本の資産という社会的資産、個人的資産というものが欧米から劣るゆえんもあるかと私は思う。ここに長期的な視野に立つて物事を考える必要があるのではないだろうか。コンクリートの建物にいたしまして、昨夜でございまして、一昨夜でしたか、テレビを見ておりました、青山通りでしたかの建つて十五年の建物をぶつ壊しておる。それは都市再開発のためだと言つておりましたから結構なことではありますけれども、これをぶつ壊しつつある。これはともかく日本の行政に長期的な視野がなかつたためえんではなからうかと私は思います。

また、スクラップ・アンド・ビルドによって今日までの高度成長政策は持ちこたえてきたけれども、これからはそういうような時代ではなくなつてきているのだから、民族の将来ということを考え、民族の資産ということを考えるならば、建設行政の重みは大きいものがあるかと私は思います。そういう観点に立つて建設行政を進めていただきたいと存ずるのであります。両大臣の御所見をお伺いしたいのです。

○内海(務)大臣 ただいま御指摘をいただきましたそのとおりだと思います。戦後、荒廃した国土を立て直すといった観点から、資材のないところと粗漏な建物ができたりいろいろな欠陥もあつたと思います。今後の町づくり、都市づくり、あるいは住宅建設、こういうものには、先生の御指摘のようなことを十分配慮に入れて、りっぱなものををつくっていききたい、これが私の念願でございまして、したがって、所信表明にもそういうことをうたつたわけでございまして。

○加藤(務)大臣 人間というものと土地と水と緑というものの調和、均衡のとれた住環境、職住環境、そういうものを総合的に企画調整しながら、今日の国民、後世の国民に喜んでもらえるような行政

を推進していかなければならないと考えております。

○井上(普)委員 いや、私が申し上げておるのは、そういうような観点に立つて具体的に一体どうするのだということがなければ、これは行政とは言いがたいのです。私はそう思います。

そこで、こういうことをお伺いしておるのです。大臣のおっしゃる気持ちはわかるけれども、気持ちだけ先走つたところで何とかの話なんです。これはやはり実行しなければもう意味がございせん。その実行する責任というのが行政の長にあると私は思うのです。それを一体どうしていくか。いまここでにわかにか私が申しても、具体的な考え方は出てまいりません。でございまして、そういうことをお考え合わせながら、ひとつ国土行政並びに建設行政に取り組んでいただきたいと存ずるのであります。

それからもう一つは、大臣、何ページですか、しまいから次のページに、「国民経済上大きな地位を占め、建設行政の推進に重要な役割を担つております建設産業については、元請、下請関係の改善、中小建設業者の健全な育成等その健全な発展を図るための施策をより強力に展開することにより、」こうあるのですが、これは具体的にどんなことを示しているのですか。具体的に、アウトラインだけで結構です。

○永田(政)委員 御承知のように、建設業という業は大変数が多いです。いろいろな複雑な問題を抱えております。その一つが、たとえば元請、下請という関係でございまして、まだ近代化がまだだという面があるかと思つてます。一昨年来いろいろマスコミの批判を受けたのも事実でございまして。そういう点を踏まえまして、できる限り建設業を合理化、近代化し、健全な産業として育てていきたい。そのために、たとえば中央建設業審議会が建設業の将来のあるべき方向はどうなんでしょうかというのをいま鋭意検討していただいております。でございまして。

○井上(普)委員 役人というのは審議会というの

を隠れみのにしている、このことはもう世間の常識なんです。

そこで、その近代化いまだしという建設業界において合理化、近代化をいたしたいんだ、それで審議会にいま答申を求めているんだ、こう申される。私は審議会というのはあなたの隠れみのだと思っておるのだ。だから、合理化、近代化というのはどういう意味合いを持っておるのだ。たとえばどういうようなことを考えておるんだということをお示し願いたいのです。

○永田政府委員 具体的な改善の方法は何か、こういうお話でございます。一つは、入札制度についての方があるべきかということを検討していただいております。それからもう一点は、先ほど言いましたように、建設業者は五十万業者でございます。しかも毎年毎年ふえていっている。ところが一方、工事の方は、高度成長から一転しまして余り事業がふえない。その中でみんながどうやって生活し、生産していくかということが大変大事でございますので、建設業の許可をどうしたらいいんだといったことも一つの問題となっておりまして、検討していただいております。

おっしゃるとおり、審議会というのは役人の隠れみのだ、こうおっしゃりでございますが、私も審議会の提言をいただいたことはできるだけ実行すべく最善の努力をするつもりでございますので、御理解賜りたいと思います。

○井上(普)委員 入札制度の改善と、それからもう一つは、数の多いのをどうやってみんなを食わしていくかということだ、こうおっしゃる。入札制度の不合理さというのは昔からわかっておることなんです。たとえば言うならば、建設省あたりが、ともかく本四公団の橋につきましては、この工法についてはわれわれよりもあなたの方の方が専門家なんだから研究開発してくれと言つて発注しておる。研究開発をお願いしておるのです。そしてもうこの橋については、あるいはこういう工法については、この業者が専門だということはおわか

り切っておる。ところが、それについてそうでない業者まで七つ八つ入れて入札をさせて、そして前から研究させておる業者に落札させる。これはもう常識になっておるのですよ。それではそういうような方法、入札を特命制度でやればいじやないかと言え、会計検査院がうるさいとか、あるいは国会がうるさいとかいうことで、いままでもかく特命制度をほとんど利用してない。役人の責任逃れのための入札制度がいままでも横行しておったことは、これまた否めない事実であります。その業者しかできない仕事をほかの業者を加えて入札するのでしたら、当然その業者が本命になつて落札する。こういうことが横行しておったじやないか。こういうことがいままでも横行しておるじやありませんか。これを私は特命制度にしろというのです。こういうようなものは責任を持つて、役所が堂々と不正を私らはやつてないのだという自信を持つてやりさえすれば、こういうようなことについての非難というものはないでございましょう。あるいはまた入札制度それ自体が、これはマスコミの批判だけではなくて、私は当選してから談合制度につきましては必ずと言ってき

たし、これを防ぐためには公取のやり方もあるじやないかということも指摘してまいりましたが、公取が最近になりまして、五十二、三年ぐらいいらともかくそろそろ手を入れ始めた。マスコミと一緒に大問題になつてきた。しかし、こういうことを予測できないということ自体に問題があつた。ここにいままでの官庁の情性に陥つたやり方があつたのではないか。人から言われなければ改革をやらぬ姿勢というものがあつたのではないか、私はそのように思うのであります。

しかしながら、高度成長政策時代には、皆さん御存じのように、昭和五十一年ぐらいは景気浮揚のために公共事業をやるのだということで、公共事業にほんぽんと三割、四割の予算をつけていた。そしてその後になると安定成長になつて、金額は変わらぬけれども、実質的に仕事の量は減つてきておる。そうすると、建設業に登録した方々

はどうやってともかく飯を食うかということで非常に四苦八苦しておる。公共事業が景気対策に重要なこともわかります。わかりますけれども、しかし、それによつて膨張した建設業者をいかに今後は——公共事業が五十二年、三年は一年間に三割、四割ふえたのですからね。ともかくいいや、不要な道路を引張り回して、また同じところを掘つて埋めてもいいじやないかというやうなやり方が実は行われたことは御存じのとおりです。

そこで、五十万に上る業者を、五十万と言つても少な過ぎるのじやないかな、もつと多いんじゃないかなという感じが私はしているのですが、この人たちは、ともかく景気浮揚あるいは経済対策に公共事業を使う。それはいかにもヒトラ時代あるいはルーズベルト時代のあゝいう経済政策の時代ともう時代が違つてきているんじゃないだろうか。そしてやり方それ自体も日本のやうな入札制度じやないんじゃないだろうかという感じがしてならないのであります。このやり方をやつてまいりますと、幾ら近代化いまだしと言われる業界もなかなか合理化、近代化できないんじゃないだろうか。ここらあたりでいまの制度のままの建設業者、これを使つての景気浮揚には一考を要するときに来ておるんじゃないかと私は思うのでございますが、大臣どうでございますか。

○内海國務大臣 御指摘のように、四年間公共事業伸び率ゼロというやうな厳しい財政状況のもとで、この数多い五十万を超えておる業者の人たちにかに仕事を分かち与えてあげなければならぬか、行政側におきましては大変厳しい対応を迫られておることも事実でございます。しかしながら、できるだけしきりを分かち合うといった気持ちで、地元中小業者に受注の機会が与えられるやうに出先機関等にも指示をいたしてやつておるわけでございます。また大手の業者の方々に對しましては、海外経済協力といった趣旨からも、海外方面にもシェアを高めていただきまして大いに活躍をいただこう、こういう方面でいろいろと御協力を願うやうな方策をとつておるわけでございます。

す。

○井上(普)委員 そこで大手の業者の方々に海外に行つていただく、結構なことですが、私はそう思う。しかし、もう一つ考えていただきたいのは、大手の業者といふよりは、コンサルタントみたいなものになっているんですね。そして地方にある出張所というのは独立機関になつていっている。そして本社会計に納入しなければいって、仕事を受けたら五割ないし一〇割ぐらゐは本社に納入するといふやうなやり方をやつて独立会計になつていっている。ここらあたりにもメスを入れる必要があるんじゃないですか。そういうやうな感じがいたしてならないのであります。この点は研究課題として計画局長御研究になつていただきたい。

もう時間が参りましたので、建設大臣の最初の文章に「最近のわが国経済の課題は、物価の安定を基礎としつつ、国内需要を中心とした景気の着実な回復を図り、」こうあるんですね。あなたのお話では、物価の安定を図るということが中心になつていっている。ところが、聞いてみると公団家賃がまた値上げをするという話なんです。物価の安定と公団家賃との相関関係はどないなるのです。

○内海國務大臣 前段の「物価の安定を基礎としつつ」というのは、政府の全体的な政策として物価の安定を基調として経済政策をとつておるわけでございます。それと公団の家賃の値上げの問題、これはまだ公団の段階でいま検討して、申請があれば、私どもは先生方の御意見等も十分伺つた上で適正な判断を下さなきゃならぬとは思つておりますけれども、聞くところによりますと、現在の物価と比べて大変安過ぎるのではないかと、いふやうな御意見も一方にあつて、余りに不均衡があり過ぎるということで検討されておるやうな話でございます。まだ具体的に何に出ておりませんので、はつきりは申し上げかねますけれども、十分御意見を踏まえまして適正な判断をいたしたいと思つております。

○井上(普)委員 あなたのお話で、内閣の方針と言つて、あなたは内閣の閣僚なんです。物価の安

定を図ると言うが、これが第一目標なんですよ。それは中曾根さんはあるいは調整インフレ論者であるかもしれない。かつて、昭和四十八、九年ごろか、調整インフレをやるべきだとおっしゃったことがある。あの人は風見鶏と言われる人だから、その後変わったのかもしれないけれども、私はあの人は調整インフレ論者だと思ってる。しかし、いまの中曾根さんは、少なくとも現在、物価の安定を基礎として経済政策を行うのだというところが基本になっている。その中で公共料金にも匹敵する公団家賃の値上げというのはどうも私はいただけない。これも風見鶏の一つかもしれない。委員長は苦い顔をされるけれども、これはやはりお考え直していただかなきゃならない。しかも公団家賃というものは原価主義のほうです。修繕費等々がふえてきたというのでありまして、あるいは管理費がふえてきたというのでありまして、不均衡だからとか何とかというのは、原価主義の立場からいいますと、私には納得できない。いかがでございますか。

○松谷政府委員 ただいま先生のお話のございました住宅・都市整備公団の家賃の問題でございますが、これにつきましては、大臣からお話ございましたように、新旧の家賃格差の是正を図るために申請を行うべく準備を進めているということをおっしゃいます。申請がありましたら十分慎重に配慮して適正な措置を考えたいというように考えております。

○井上(普)委員 申請がありましたらと言うときには、どうせ国会がないときに申請するのでしょうか。それくらいのことだ。そうじゃないと言えますか。

○内海国務大臣 恐らく近々申請があるのではないかと、こう思っております。国会のないときには、ないというひきょうなことはやらせるつもりはございません。

○井上(普)委員 しかれば、これは家賃の申請がありましたら早速に御報告いただいて、ともかく

当委員会において十分な論議がされるよう機会を委員長においてつくれるよう希望いたします。

しかしながら、住宅公団発足当時から全部建設費の原価主義ということで実はまいったわけなんでありまして。中に入っておる人たちがもういう考え方できておるはずなんです。またそういう宣伝もしたはずなんです。したがって、たとえて言いますと、げんばき住宅、麻布十番のあれなんか、土地所有者に対して十年で大体返却するときに、これはやはり原価主義で渡しておるはずですから、払い下げをしておるはずなんです。そういうことから考えますと、あるいはこの間だけか言っておりますが、ある有力な政治家がともかく十年で払い下げを受けた。契約だからしょうがない。そうすると今度は、全部前の住民を追い出して、ここを新しい事務所にしてしまった。膨大な利益を得たという話も私は承っております。それはまたいづれ改めてやりますけれども。

いづれにしても、原価主義ということ通してきただけなんです。それを崩すというふうなことになるならば、これはやはり住民に対して、賃貸者に対して約束違反ということにも相なるんだから、ここあたりはともかく十分な納得をさせる、あるいはまたその機会をつくる、そしてまた合理的な方法をとる必要がある、私はこのように思います。したがって、十分なる時間をかけて当委員会においても取り上げ願いますことを最終的に委員長にお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○松永委員長 関晴正君。

○関委員 建設大臣と国土庁長官、どちらにも関連することがありますので、おしまいまでお聞きいただきたいと思います、こう思います。

まず第一に、建設大臣にお伺いしたいことは、東北地方の縦貫高速自動車道路の件なんです、いつになったら貫通するのか。ことしの予算でも貫通の方向にはないし、御承知のように、新幹線は盛岡でとまっております、本当に国民の交通のた

めの便を図ることになれば、何をしておいてもせめてこの高速自動車道路だけは速やかに完成すべきものではないのか。計画によりまして、六十二年とか六十三年とかと言われているようですが、実際にこれをもっと早める方法がないのか、そういうことについてのお考えはどの程度のものなのか、ひとつ伺っておきたいと思えます。

○内海国務大臣 東北縦貫自動車道につきましては、首都圏と東北地方を結ぶ重要な路線として、鋭意整備を進めているところであります。現在までに整備計画区間七百四十八キロメートルのうち浦和―安代間及び碓氷―青森間、合計六百九キロメートルの供用を開始いたしております。残る川口―浦和間、安代―碓氷間及び安代―八戸間につきましては、用地買収、工事等を現在進めておりまして、昭和六十一年代、昭和六十二年を目標に川口―青森間の全通をやりたい、こう考えておるわけでございます。また一戸―八戸間の供用も図ってきたい、こう考えておるわけでございます。基本計画にありまして練馬と川口の間にございましては、整備計画策定に必要な調整を進めているところでございます。これが現在までの状況でございます。

○関委員 八戸線の場合には、南郷におけるインターチェンジの要望が非常に強かったと思っておりますが、それは計画の中に策定されているのでしょうか、どうですか。

○斎藤政府委員 お答えいたします。

東北縦貫自動車道八戸線の青森県南郷村において設置が予定されております南郷インターチェンジは、昭和五十七年一月の国土開発幹線自動車道建設審議会において定められたいわゆる追加インターチェンジであります。当インターチェンジ建設につきましては、昭和五十七年十二月に日本道路公団に対し施行命令を出したところであり、今後同公団において地元協議、用地買収、工事等を進めていく予定であります。

○関委員 大方の計画内容についてはわかりましたけれども、ただいま大臣は六十二年度まで完

成、こう言っておるのですけれども、それまでに要する経費はどのくらい見えていますか。

○斎藤政府委員 実は、全残事業費についての資料を持合わせていませんので、調べまして早速御報告させていただきますと思えます。

○関委員 これは六十二年までに完成する、こう言っているわけですから、完成するということがなれば、具体的なものを持っていくはずですので、ひとつ早くお答えしてください。

そこで大臣、私は先ほど申し上げたのですが、国土を縦貫する高速自動車道路、特に本土の中においてまだ未完のものがある。さきには青函トンネルができて大いに喜んでおるのだけれども、貫通を喜んでおるけれども、これを利用する段になりますと、またいろいろ問題があらわれて、で、上がつたところが心底から喜べるような状態には至っておりません。多額の投資をされていながら、残念なことがあるわけなんです。しかし、高速自動車道路が貫通されて困る人もないし、またで、隘路もあるわけじゃない。しかも東北の重大な開発関係からいいますと、新幹線は盛岡でとまって、次々とあらわれてくる大臣も何とか青森まではやりたい、こう言いがた言葉で終わっているわけなんです。またこの見込みもなかなか早急に方向づけられるものにはなっておりません。そういうことを考えますと、同じ国民でありながら国政において特別差別されているのが青森県民ではないのか、こう言っているのではないのかと思うのです。それだけにこの東北高速自動車道路の完成というものは急ぐべきものではないのか。どれだけの金がかかるのかということもまだ出ておらぬようだけれども、実際はこれは出ておるはずなんです。そういう意味で大臣、特に大臣は東北の出身の大臣でもありますし、このことについてもよいに御関心を持って取り組んでいじやないだろうか、こう思いますから、六十二年というのを、これより早くおくれることはないとしても、早める方向、もっと早目に完成させる、そういう方向をとるようにはできないものでござ

ぞいまいしょうか。大臣の決意をひとつ伺つておきたい。

○内海国務大臣 私青森の事情をよく承知いたしております。したがって、御指摘のように、できるだけ促進をいたしまして御要望に沿うように努力をいたしたい、こう考えております。

○関委員 次に、同じく建設大臣の所管のことなんですが、ことしの予算の中で最も必要と思われる、また最も適切な事業というものは、住宅の建築のことだと思つてゐます。住宅建築のことについてはどんなに力こぶを入れても入れ過ぎることではないだらうというのが国民の一致している認識ではないだらうかと思つてゐます。ところが、ことしの予算の中身を見ますと、前年度より後退をしております。これはやはり後退すべきものではないかと、もつと拡大すべきものではないだらうか。そういう点からいいますと、この予算は大臣の満足足の予算として見ておられるのか、まあこれで満足だと思つておられるのか、この点ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○内海国務大臣 満足というわけにはまいりませんけれども、厳しい国の財政事情もこれあり、この与えられた予算の中で最善の努力をする以外にない、こう考えております。

○関委員 もつと大臣はこれに力こぶを入れていんじやないだらうか。特に、住宅金融公庫において建てられる場合、五十四万戸という昨年の予算の状態に対して、ことしは五十一万戸でしょう。三万戸も減らすというのは、これはどういうことですか。これは減らしたのか、減らさないのか、あたりまえなのか、あたりまえでないのか、この点についての事情をひとつ知らせてください。

○松谷政府委員 いま先生の御指摘のように、住宅金融公庫の融資住宅につきましては、今年度当初予算で五十四万戸でございます。来年度は五十一万戸ということにしております。三万戸減ということでございますが、これにつきましては、無抽せんによる貸し付け方針を堅持するという点にしておりますので、事業の実施が拡大する時

点においては、予算総則にございます弾力条項の活用等によつて、その事業の実施を図つていきたいというふうに考えております。

○関委員 いや、何と言おうと、五十四万戸というものが何で五十一万戸になったのです。五十四万戸要求しても入れられなかったのですか。それともあなたの方の要求は五十一万戸で終わったのですか。どつちですか。

○松谷政府委員 財政事情が非常に厳しい折から、これからの自助努力を中心とした持ち家住宅の建設につきましては、政府からの低利融資による、いわゆる公庫融資住宅の建設と同時に、民間資金を活用した住宅の建設を促進していく必要がある。その辺のバランスを十分に調整をしながら、今後の住宅建設の促進を図つていきたい。そのため住宅金融公庫融資住宅につきましては、来年度は五十一万戸で計画し適正ではなからうかというふうに考えております。しかしながら、民間資金の活用による住宅を今後は十分促進していきたい。そのため住宅取得控除、所得税の減税を大幅にするということと民間資金住宅の建設の促進を行い、全体としては住宅の建設が促進されるように考えているところでございます。

○関委員 どうもいまのお答えでは納得できません。自助努力にまつというか、それらの諸君たちの所得もふえてきているというなら別ですよ。現実には形式的な所得の増はあるとしても、質的な、またいろいろな諸経費の引き去り額、特に所得税法のそのまゝの据え置きなどが影響して、一般国民の方はよいに実質的には苦しんでいるわけでしょう。それらの諸君に自助努力を期待するというこの考え方はおかしいんじゃないやありませんか。もつと私が聞きたいのは、なぜ昨年は五十四万戸でことしは五十一万戸にするのか、三万戸もなぜ減らすのか、減らす根拠はどこにあるのかという点です。ふやしてくれとあなたの方が願つても聞き入れられなかったのか、願ひは初めから五十一万戸であつたのか、どつちだったのです。こ

こだけ言つてくれればわかるわけですから、五十

四万戸で要求したんだが五十一万戸にされたのか、初めから五十一万戸ということと終わったのか、これだけでよろしうございませう、答えは。

○松谷政府委員 当初要求から五十一万戸で要求をしております。

○関委員 大臣、これはどういうことなんです。何を根拠として三万戸減らしたのです、お答えください。

○松谷政府委員 先ほどもお話し申し上げましたように、来年度の住宅建設につきましては、公、民あわせまして住宅の建設の促進を図つていく。住宅金融公庫の融資につきましては、一応の目標を五十一万戸ということと要求をいたしますが、これにつきましては、弾力条項の活用によつて、無抽せん体制を維持をしておれば、その時点で住宅の融資戸数の拡大が実施できますので、そういう意味で予算要求の形とあわせ考えまして五十一万戸の要求としたわけでございます。

○関委員 くだいようでございませう、そうしますと、いまのようなお答えを聞きますと、五十一万戸だけれども、実際上無抽せんの形で取り扱つていくと、五十四万戸にもなることになるんだ、こういう意味なんですか。

○松谷政府委員 住宅金融公庫の融資住宅の応募が非常に多ければ、その時点でその枠を拡大することは可能だと考えております。

○関委員 逆に言いますと、五十四万戸予算に組んでみても、現状はそれに達しておらない。ではどのくらいのところまで達しておるのですか。

○松谷政府委員 今年度の五十四万戸につきましてはほぼ達成できる見通しでございます。

○関委員 それではいまの答えは全くなつていないことになると思ひます。これはあなたの方の出してきていることなんです、とにかくいまの不景気を何とかして幾らかでも縮小しようということになれば、当然住宅対策は何よりもいま優先して扱うべき仕事だ。大臣はまたそのくらのことは承知だと思つて、とにかく住宅対策が後退する、このようなことはさせない、こういうことで、ひ

とつ大臣、これからの補正予算でも取り組んで当たる決意があるかどうか、そのことを一点聞いておきたいと思ひます。

○内海国務大臣 現在の建設行政といたしましては、対住宅政策が最重要な課題であるということと十分認識をいたしております。したがって、可能な限り今後とも戸数の増大を図るような方策をとつて進めていきたい、検討してまいりたいと思つております。

○関委員 とにかくこれは筋道からいつても、いまのお答えからいきまして、当然五十四万戸とすべきものを五十一万戸にしておる。そういう点から言つても、いま大臣の答弁もありましたから、早急に対策を強化して当たつていただきたい、これは私は要望しておきます。

その次は、青森市内の問題になつておる、一つの大きなネックとして津軽と青森を結ぶ古川の跨線橋というのがあります。この古川の跨線橋というものが進展する交通事情によつてすつかり巨大になつておる。したがつて、ここを通らなければ県庁に來れない。ここを通らなければ県都の中心に通動できない、こういうことで深刻な混雑状況といひましようか、もう忍びないような状況です。極端な例を言いますと、選挙の届けもこの渋滞によつておくれ、選挙公報に載せることができなくなつたというような事態まで生んでるほどの交通渋滞の場所です。この古川跨線橋を何とかして拡幅しろ、こういうことでずいぶんお話が出てきておるのですけれども、そんなに急がなくてもいい同じ道路の堤川の拡幅工事はちゃんと進められているのに、急がべきものが後回しにされている。私は大変残念なことだと思つてゐる。そういう意味で、これはぜひひとつ古川の跨線橋の拡幅工事というものであるいはかけかえ工事というものに抜本的に取り組んでもらわなければならぬ、私はこう思つておる。この点についてひとつ大臣、機会がありましたらぜひ青森市においでいただいて、この出勤時における混雑状況を承知した上で取り上げていただきたい。今日の

わが国の建築技術をもつてするならば、この工事のことについても近代的な橋をつくることができのじやないだろうか。これをつくることのできないような貧弱なわが国の技術だとは私は思っておりませんで、ただ金がかかるからということだけで投げられてまた困るわけで、そういう点について古川の跨線橋について抜本的に真剣に取り組んで当たっていただきたい。このことについてのお考えをひとつ私は大臣からいただきたいわけだ。

○青森府政委員 お答えいたします。

青森市内の一般国道七号の古川跨線橋は一日約四万台の交通量がありますが、前後の区間が六車線であるのに対し、この跨線橋の部分が四車線と狭くなっております。朝夕に交通渋滞を引き起こしております。この対策として、現在青森環状道路の整備やこの環状道路と都心を連絡する柳町立休交差事業など、古川跨線橋に代替する機能を持つ道路の整備を積極的に推進してあるところであります。また古川跨線橋につきましては、現在の拡張の可能性について技術的な調査を行つておるところであり、今後本橋の下を通つております鉄道の安全確保、工事中の自動車交通の処理対策等の問題を含め、さらに調査検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど先生御質問の東北縦貫道の全線開通までに残事業が幾らかという御質問につきまして、早速調べましたので御報告をさせていただきます。

整備計画の出でおります区間、すなわち川口から青森それから八戸全線でございますが、それを開通するために必要な事業費は五十八年度以降約三千億円でございます。五十七年度はこの区間に投資しております事業費が約七百億円でございまして、この第九次五カ年計画期間中に予算的には十分対応できるというふうに考えておりますが、そのために地元のお一層の協力をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○内海閣務大臣 いま局長からお話のあったような大変隘路のあるということはよくわかりました。したがって、機会がありましたら現地へお伺いするようにしたいと思っております。

○閣委員 ぜびひとつ現地を見ていただいて……

とにかく技術があると私は思うのです。前々からこの話は言われながら、地耐力がどうかあるいは国鉄の走っている中であるだけに工事がむずかしいとかも言っておりますが、やはりこれは真剣に取り組んで早急に解決してもらわなければならぬ。いまいろいろ迂回路の話が出ました。陸橋をつくつてもらわなければならないという柳町大橋の話も出ましたが、それによつて片づく問題ではない。あるいはまた安方の大橋を完成する、そういう計画で待つて言うけれども、それによつてもこれは解決する問題じゃありません。それだけに、たつた一本のこれは国道です。国道を走つておられるところの隘路なんです。ぜびひとつまともに向かつて取り組んでいただきたいということを私は要望申し上げておきます。

次は国土庁長官。国土庁長官には、実はせっかく大臣におなりになってこういう質問を先にしなければならぬのを私は遺憾としておられるところなのであります。

国土庁長官は灰色高官だ、こう大分言われているわけだ。何で灰色なんだろうかと私は思ふんだけれども、何か確たるものがあるのか。確たるものを調べてみますと、これは参議院のロッキード問題に関する調査特別委員会調査室の出しておる審議要録というのがある。この審議要録の中に、あなたがいただいた金の話が出ています。別にごことを読むまでもなく、あなたもこれは御承知のことだろうし、あなたの弁明もまたあるわけだ。私は、いやしくも国土庁長官になられるに当たつて、こういうような、ロッキード社から「三十ユニットの領収証に見合う三千万円の一部である現金二百万円を、全日空が十一〇一型航空機を導入するに際し、事業計画の変更等に

ついて種々便宜を取り計らわれた趣旨のもとに收受し、もつて右職務に関し収賄したと認められるものであるが、請託の事実が認められないため、単純収賄罪となり、三年の公訴時効が完成していると認められる。」こう書かれておる。

そこで、私の聞きたいのは、あなたは何にももらつていないと一生懸命言つておられるんですけど、何かここに書いてある日にちのことにおいて、「十一月一日ころ」という「ころ」においてもらつていないかということをお尋ねするの、この「ころ」でなければもらつていないこともあるが、それは政治資金だとも言うのか。こういう関係している金について疑われるような金は何もないところ言つておられるならば、こうしたことを言われて対抗措置というやうなもの、あるいはまたせつかく社会党がロッキード調査特別委員会の設置を要求しているんだが、率先してその要求を受けて、党内においてあなたが主張されて設置する方向に踏み切つたらどうです。あなたはここでも言つておられますよ、このままじゃ救われないうつて。そういう点からいつても、あなたのこれについての見解、またあなたは潔白を示したいというならば、その方法、どんなことを考えておられるのか、先に伺つてから所管の質問に入つてまいりたいと思ひます。

○加藤閣務大臣 昭和五十一年十一月二日、安原刑事局長が秘密会でそういうことを言つたようであります。そこで昭和五十一年十一月四日、時間をおいただきましてお読みいただいたような趣旨を私ははつきり申し上げております。日付だけではありませぬ。一切関与していないことをはつきり言つておるわけでございます。よくお読みいただければ十一月四日の私の主張というのははつきりおわかりいただけるだろうと思ひます。

そしてそれに対する対抗手段をいろいろ勉強し、検討し、現実にはやつてきたわけでありませぬ。ただ、昨年十一月暮れに閣僚として入閣いたしましたので、いま国会サイドで各政党間で熱心にそういう問題について議論をしていただいております。

けでございまして、私が党におつていろいろ主張しがらばつた点等はありませんが、閣僚としての発言は、この際は御遠慮させていただいて、国会でお決めいただいた線に従つて行動させていただきます。こう思つておる次第でございます。

○松永委員長 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○松永委員長 では、速記を始め。

○閣委員 私は、何もきょうこれを取り上げるのを本旨とはしていません。本旨とはしていませんけれども、少なくとも国土庁長官の所管の内容について質問する際に、これを避けて入つていくわけにはいかぬ。私はとにかくあなたの述べていることも読んでいます。しかし、大体犯罪人とか何とかというのは、最後の最後まで無罪を主張する性格を帯びておるやうな、どの犯罪人を見ても。そうしてとことんのところ、どうだ、こうなる。黒木知事のころの裁判にしても、発表されている内容を本人はあくまでもシロだと言つた。また田中角榮にしたつて、もらつていない、まだこう言つておられるでしょう。もらつていなければ問題にならない。だがしかし、これが問題になつておられるところの問題があるわけなんです。私は、あなたに聞いているのは、あなたがその疑点を晴らすために、こう言われていることを晴らすためにとるべき手段というものは、やはりロッキード調査特別委員会の設置を、社会党はこれを設置しろと言つておられるので、当然あなたもそうすべきだと言つて、その場を得るようにならうというのじやないだろうかと思つておられます。この点について、あとこれ以上の深入りをしている質問はいたしません。そういう点はよくよくお考えになつていただきたいということを申し上げておきます。

そこで、きょう私が質問したいのは、青森県におけるむつ小川原の開発の問題です。青森県におけるむつ小川原の開発問題というのは、いまの青森県政の中で、昭和四十四年から今日まで十四年間、むつ小川原、むつ小川原と、カ

ラスの鳴かない日はあつてもむつ小川原の唄えられない日はないというほど問題の焦点とされてきた開発問題です。

そこで、このむつ小川原開発というのが、昭和四十七年における閣議の口頭了解あるいは昭和五十二年における閣議の口頭了解、こういう閣議の口頭了解というもので事を進めておられるのですけれども、このむつ小川原開発計画というものは進むのですか。閣議口頭了解どおりに進めることができるのですか。そのことをひとつ長官にお尋ねいたします。

○加藤国務大臣　むつ小川原開発は、昭和四十四年五月決定しました新全総においてその構想が打ち出されたということはおもう先生御存じのとおりでございます。その後、青森県が作成した第二次基本計画につきまして、昭和五十二年八月むつ小川原総合開発会議において、これを参酌しつつ、計画具体化のため所要の措置を講ずる旨の申し合わせが行われた。さらに、同趣旨の閣議口頭了解が行われたということは御存じのとおりだろうと思ひます。

事業の実施は、国、地方公共団体及び民間の緊密な協力のもとに推進されることになっております。国としましては、五十三年度から港湾整備事業、小川原総合開発事業を実施し、地方自治体等においても、道路その他関連施設整備、環境保全、防災対策、住民対策等を進めているところであります。このほか国家石油備蓄基地の建設も進めておるところでございます。オイルショック後の経済情勢等を勘案しますと、計画で想定しておりました石油コンビナート建設を早期に実現することはむづかしい情勢にあることは御存じのとおりだと思ひます。しかし、長期的視点に立てば、むつ小川原地区は全国でも数少ない大規模工業基地でございます。また地域振興にとつても重要なプロジェクトでございますので、今後とも経済社会情勢の推移を踏まえつつ、必要に応じて点検を行い、計画を進めていく必要がある、このように考えておる次第でございます。

○閣委員　形式的な御答弁はそうなるしかないだらうと思ふのです。だが私の聞きたいのは、昭和四十四年に計画をされたいわゆる新全総。新全総というけれども、いまや新じゃなくなつて旧全総といふところですね。そうして三全総に変わつて、三全総が五十二年十二月から生きてきた。だがしかし、この三全総もいまや尾羽打ち枯らした状態で、わずか五カ年にして見直しが迫られ、この三全総の誤りが昨年の六月においてはこつぱどく批判されて、手直しをせざるを得まいというところにあるわけですね。どう手直しをするのかというところについては、時間があれば、また後で聞きますけれども、少なくとも青森県の政治の中で、開発をすると言うて、かつてはあつたところに三十万人の都市をつくるのだと言つた。三万ヘクタールの用地を取得して、そうして二百萬バレルの石油精製だとなえを張つたわけですよ。当時、知らない青森県民やわれわれにしても、いや、これは物すごいでつかい大工業地帯ができるなあと思つた。ところが、二百萬バレルという話はだんだんと変わつてきて、百万バレルだ、いや五十萬バレルだ、いや三十萬バレルだ、二十萬バレルだ。おしまいに至つては何もなくなくなつた。うそバレルじゃないか、こう言つてゐるわけですよ。巨大なうそがばれちゃつたというのがこの話かと言つてゐるのです。どうです。あなたはいまの答弁の中で、長期的視点に立つてこれを見ると言うのですが、長期的視点に立つてどう見るのです。備蓄のタンクをふやそうということが開発だといふことなんですか。長期的視点に立てば、備蓄の量をいまの五百六十萬キロリットルからまた同量ぐらふやしてあげるといふことなんですか。それとも石油コンビナートとしての基地をこの場所に建設してあげますよ、こういうことなんですか。長期的の長期というのは何年のことなんですか。お答えください。

○加藤国務大臣　詳しいことは担当局長から御説明いたさせたいと思ひますが、先ほど申し上げました中で、わが国の数少ない大規模工業基地としての機能を発揮させていたきたい、これが一つの大きな眼目であり、長期的というものは、これから二十一世紀を目指してわが国が活力ある経済社会を維持発展させていくための長期的な観点、視野という意味で申し上げた次第でございます。○川俣政府委員　ただいま大臣がお答えになりましたことに尽きるわけでございますけれども、ただ、先生から仰せのございましたように、第二次基本計画におきましては、石油精製の場合、全体計画で百万バレル・パー・デーという計画になつてゐることもそのとおりでございます。第二次基本計画は現在でも生きておるといふふうに思つております。

ただ、先ほどお答えがございましたように、現時点におきまして、早期にこの第二次基本計画を実現するということが非常に困難な情勢にあるということも御案内のとおりでございます。しかしながら、大規模工業基地としてきわめて重要な地域であるという認識を持つておりまして、今後とも、長期的にこれをどう生かしていくかということについて、関係者ともども検討をしまひたいと思ひます。

○閣委員　政府の役人というのは、これで答えていけば、次々とかわつていくわけだから何の責任もないわけですよ。だけれども、政府というものは、人がかわつても責任がある。とにかくこうした開発計画を当時策定するときに、これを指導し、これを閣議口頭了解まで持つていくのに取り組んだ政府役人の諸君たちの労を私は多としております。

しかし、あのとき二百萬バレルの石油精製なんて言つたけれども、それはとてもでなくなつた。そういうことで、百万バレルに下げようじゃないか。しかもその百万バレルに下げると、一期五十萬バレル、二期五十萬バレル、合わせて百万バレル。石油化学に至つては、エチレン換算で一期八十萬トン年、二期目は八十萬トン年、それで六十萬トン年。それから火力発電に至つては、一期において百二十萬キロワット、二期にお

いて二百萬キロワット、合わせますと三百二十萬キロワット。この工業開発計画というのが、五十年の十二月に出したものを五十二年八月三十日に閣議口頭了解ということで通つたわけですね。閣議口頭了解なんて、私は政治的なものだと思つておるのです。このときの大蔵省青森県から出ておる田澤君ですね。田澤君の立場も考えてやつたと私は思ふのです。

問題は、いまのわが国の石油精製の姿です。石油化学の姿です。長期的になれば、石油精製や石油化学はふえますか。いまの石油精製の姿はどうです。原油処理能力は約六百万バレル日でしょう。どのくらい動いてゐるか。三百六十萬バレル。というのは六割ですよ。だから、話には、二百萬バレルくらい施設を撤去しろ、内実は百万バレル撤去しろ、こう言つてゐると聞いています。そういう方向にあるのです。あなたが、長期的に時間をかければ石油精製の能力はこの地域において生きてくると言うのなら、私はわかりません。石油化学またしかりです。石油化学に至つたつて、現在どうですか。石油化学の実態というものは、これも六百余萬トンになつてゐるけれども、六割程度でしょう。似たものです。まさに六割操業。したがつて、政府は既設のものを切れと言つてゐるでしょう。既設の能力のものを縮小しろと言つてゐるでしょう。

そういうときに、このむつ小川原開発の第二次基本計画、あなた方政府が閣議口頭了解といつてお墨つきをつけてやるといつたものが、やれるのですか。やれなかつたら計画を変更したらいいでしょう。計画だといふのなら、日限を定めたものなんでしょう。二十一世紀を目指していつれの日にかなんといふのは、これは計画ですか。これは構想といふものでしょう。計画と構想といふのを混同して答えなければならぬ羽目に陥つてゐるのではないですか。どうかひとつ明確にこの点はお答えいただきたいし、そういう点について三全総も幾多の誤りがある。誤りのうちの最大の誤りはこれになるだらう、こう私は思つております

が、この点でひとつごまかしのない御答弁をいただきたいと思うのです。青森県で幾ら論じましても、閣議口頭了解というものがあつたのだからというに抑えたような政治で県民や国民は信頼することはできません。ひとつ明確な答ををいただきたい。

時間もありませんから、あわせて申し上げておきたいのですが、はなはだしい話は、この場所には備蓄のタンクにおいて重質油を多く入れることになるであろう、重質油になると、これを溶解するためのプラントの導入を要する必要があるだろう、こんな話が出てくるわけでありまして、このむつ小川原の備蓄タンクに対して、重質油対策としてのプラント導入なんというのは考えられるのですか、考えられないのですか、この点もあわせてお答えいただきたいと思います。

○加藤国務大臣 先生がおっしゃいましたように、むつ小川原開発第一次基本計画とむつ小川原開発第二次基本計画の間においては、そういう開きがあるのは事実でございます。そしてまた、先ほどのわが国全体における石油精製、石油化学の現状分析、私も同感でございます。しかし私たちは、こういうときにこそ国民の将来の生活、経済状況というものを考えて、腰を据えた国際競争力のある大きいものをしっかりとやっていくということとは必要である、このように考えておるわけでございます。

なお、国備に関連して重質油云々等の問題につきましては、関係の局長からお答えいたさせたいと思ひます。

○川俣政府委員 重質油分解プラント誘致のお話がございますが、私も国土庁といたしましては、地元青森県で、むつ小川原地区にこのようなプラントを誘致することができるとか、情報収集に努めているということを聞いてはおりますが、具体的な話は私どものところには届いておりません。

○関委員 私の聞いているのは、知事がそういう

ようなことをまことしやかに県議会等で答えておるのです。しかし、このプラント導入というのは、進んでいるところの石油地帯においてのこと、言うなれば中間留分をなお取れないかというところで、高度のプラント導入ということで南北に一つずつやろうじゃないかというのは予算の中にもある。備蓄タンクに重質油のものが入ってくれば、そのための対策として、いままでもこのプラントが生かされるような話がされているわけですね。そういうことは間違いないだろうと私は思うんですが、あなたはいまの答弁では、そういう話は聞いているけれども、こちらには来ていない、そんな程度のお答えじゃ困るんです。そういうようなことは、いまの話ではないんだ。やがてあの地帯がこの閣議口頭了解で言っているようなときになったならば、それは考えられるかもしれない話だ。ましてや、閣議口頭了解の内容がいま挫折しちゃっているわけなんだから。おぼれる者はわらをもつかむというたとえがあるけれども、何でもおぼれたふりをして、県民をごまかしお答えしているような姿に見えてなりません。この点について、重質油対策のプラントの話は備蓄のタンクに当てはまるものではない。まして現状の青森県のむつ小川原の開発の中身はそんなところまでいっているものではない、これをひとつ明確にお答えいただきたいと思ひます。

○川俣政府委員 重質油プラント誘致の話につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。それ以上、このようなプラントをこの地区に誘致するための適地であるかどうかというようなことについては、私どもとして評価をする立場にないというところでございます。

○関委員 お答えのとおりですから、何もないといいことを書きしたようなものと理解しておきます。

その次に、備蓄タンクのことなんです。備蓄タンクの量も、またいま五百六十万キロリットルから倍にあやうじゃないか、こういう運動をしきりにしております。しかし今日、三千万キロリ

ットルの備蓄計画の中の一千万二千二百万キロリットルでいま終わっているわけですね。こし二百九十万ふやすというところで約千五百万キロリットルにまでいくでしょう。これが完了するのが六十二年。これが完了しないうちにさらに五千万キロリットルの備蓄を考えれば、その際は考えられるかもしれないという話で、地元では何とかまた欲しい、こう言っているのです。こんなものをあそこにつくられて、青森県のむつ小川原開発というものは備蓄タンク場でございますというところで終わることになるのであるかと思つたとこにこれは残念。ましてやまたもう五百六十万キロリットルふやすような計画はこの地域にはないと私は思っているのです。そういう点について、何もないからまたあそこをタンク場にしようと思つてふやそうとお考えになつておるかどうかを加藤長官に私はお答えをいただきたい。

あわせて、あそこ水、むつ小川原の小川原湖の水を使おう、水利用にかかわる一つの計画があります。小川原湖総合開発、この総合開発だつて、とにかく飲料水を供給するというのだけれども、飲料水の要求なんか住民にはない。あの地域は沼のあるところですから掘ればいい水が幾らでも出るところです。その幾らでもいい水の出るところに、上北鉾山の鉾毒汚水がたれ込んでる小川原湖の汚水を飲ませるために金をかけたり、そういうようなことのために予算をつくるなんというところはとんでもないことだと思つたのです。まして、こういう仕事に入らうとすれば、淡水化事業のためにあそこを漁業をやつておる諸君たちの漁業補償が先です。漁業補償については何の話もない。そして淡水化事業でござるのやれ飲料水の供給でござるのと言つて市町村の負担を考へるとかと言つておるのです。実際上この工事のために五十六年度の予算はどれだけ使われました。そして五十七年度の予算はどれだけ消化されるところにありますか。その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○川本政府委員 ただいま後段でお尋ねの総合開発事業のことについてお答えいたします。

いま先生おっしゃいましたように、小川原湖の総合開発事業は、用水の補給といったことだけではなくて、高瀬川水系の治水計画の一環といたしましての洪水対策、それとあわせて小川原湖周辺の既得用水の補給などの流水の正常な機能の維持、そのほかに灌漑用水の補給、それからおっしゃいました水道用水あるいは工業用水の開発を目的としておりました。その水道用水につきましては、現在もうすでに二市五町二村を構成体といたしまして小川原湖の広域水道企業団というのが設立されておりました。そういうところの水の引き受けというところは確定しておるわけでございます。それで話がございました漁業補償の問題につきましても、すでにこの総合開発事業をスタートさせました時点からいろいろと接触を保つておりました。小川原湖の漁業協同組合、これに關します調査につきましては五十五年に終わつております。六ヶ所村の漁業協同組合に關する調査につきましても、最近着手し始めたところでございます。漁業補償の内容につきましても、今後さらに調査を続けていかなければいけないと思つております。

それから、予算の点でございますが、五十六年度までは約四十七億円の予算を使つております。五十七年度におきましては、当初十七億円でございましたけれども、結果的には十一億四千万円という予算で湖岸堤に關します用地の補償あるいは湖岸堤の工事の一部の実施ということをやつておる次第でございます。

○加藤国務大臣 治にいて乱を忘れずということでございます。油の国家備蓄というところは、われわれ真剣に平素より十分に考えておなくてはならないところでございます。先生が先ほどおっしゃいました国家備蓄の数字は大体おっしゃるとおりでございます。それを当面は円滑に誠実に推進していくということが国民に対する政治の大きな原点である、このように考えておる次第でございます。したがって、関係省庁の間で熱心

一〇

に議論いたしておるわけであり。特に最近OPECを中心とする石油の変動等があります。こういう点等も十分観点に入れないながら今後進めていくという姿勢を政府は持つておる次第でございます。

○香田説明員 お答え申し上げます。

国家備蓄基地につきましては、技術的、経済的、いろいろな観点から検討しまして、幾つかの候補点がございまして、この実際の決定に当たりましては、全国的な適正な配置の観点も含めて勘案する必要があります。この観点から見ますと、むつ小川原地区についてはすでに五百七十万キロリットルというような大規模な基地建設を鋭意進めておるところでございます。私どもは、備蓄計画というものが非常に緊急であるということもございまして、六十三年度末に三千万キロリットルの目標を達成するというのを第一の重要課題と考えまして、それに鋭意努力しているところでございます。

○関委員 私の言っているのは、その五百七十万キロリットルの倍増計画をあの地になお計画として考えているかどうかというのを聞いておるのだ。この点については、この計画がないならいとはつきり言っていたきたい。

○川俣政府委員 現在五百七十万キロリットルの備蓄基地建設に売り渡しましたむつ小川原開発株式会社土地が総面積の九・四％程度に相なっております。全体的に大規模工業基地といたしましてこの地区を活用しなければならぬわけでございますが、一方でできるだけ早く土地を処分するという必要も必要なのでございまして、そういう過程で県の方でいろいろ御検討になっておるといふことは聞いておりますが、私どももいたしましては、この点についてはいろいろ慎重に考える必要がある問題である、かように現時点では考えております。

○関委員 何のお答えにもならないお答えをしてこの場を逃れているだけです。実際上六十三年までいま定められた方針ののつとて進むという

のが担当の国の方針だと思う。三千万キロリットルを五千万キロリットルにするかしないかなんというところは、とてもいまの段階で、考えたいかもしれないけれども、行えるという時点にないだろう、私はこう思います。でも、これはまたいずれ時間をみて議論を進めてみたい、こう思います。

最後に、むつ小川原開発株式会社というのがある。この株式会社は国が出資してまね。ところがこの会社というのは相当な赤字を抱えておる。一千億を超えているのじゃないだろうか、こう思います。そこで、この会社が現在抱えている赤字の金額はどのくらいになっているか。この三月の末をもつていよいよ発表するのかもしれないが、十二月末でこの会社の会計はそれぞれ定められているようにあります。したがって、現状における、十二月末現在で結構ですが、借金はいくら。北東公庫は、何ら見返りのない会社に毎年貸し付けを行っております。現在の貸付金額の総額は幾らになっているか。それからこの貸付金額は幾らであったか。ことしというのは五十七年度です。そして五十八年度にもまた貸し付けの計画があるのかどうか。また北東公庫は、この会社についてどのような見方、指導、意見というふうなものを持つておるかという点についてお答えをいただきたいと思ひます。

もう一つは、先ほどお答えないうちに終わつたのですが、水質の問題です。この沼の水を飲料水に供給する、住民の飲料水として持つていくのだ、こう言つておるのだが、この水がきれいな水であると思つておるのか思つていないのか。しかも、その調べについて生データを出せと私は言つておいたのですが、生データがやとつきき届きました。しかし、この生データ一つでこの水はきれいであると言いがたい。現実に水質をめぐつて相当な偽造があつたのではないか、こう言われております。もともとむつ小川原開発計画というものを進めるには、あの港灣をどうするかというときに、天を欺くほどの統計をもつて偽造し

て、そうしてつくつたという例がございまして。われわれはよく人を欺くと言ふのだが、この開発は天をも欺いてつくつたと言つて批判もしている。そういうようなことは今度は水においても出てくる。これがまた現場における訴訟にもなつていまして、そういう点において、厚生省なるものが、この水質はどういうものであるかということについて、現地の調査だけでよろしいとしているのは困る。もつと綿密に調査をする必要があるのじゃないだろうか、こう思いますので、その点と補償にかかわる話がちつともお答えの中に出ておられませんので、補償にかかわる件と、三つあわせてひとつ御答弁いただいて、私の質問は終わろうかと思ひます。

○川俣政府委員 五十七年十二月期の決算はまだ確定をいたしておりませんが、見込みとして、私どもが会社から聞いておりますところでは、累積欠損金の額が約十六億円になるだろうというところであります。

それから、北東公庫の五十七年末残高でございしますが、これも決算は確定しておりませんけれども、約四百十七億円程度になるかというふう聞いております。

また、毎年の貸出高についてのお尋ねでございしますが、五十七年、これも見込みでございますが、約七十七億円になるかというところでございします。(関委員「会社の借入金総額」と呼ぶ)会社の借入金でございしますか。北東公庫でございしますね。(関委員「むつ小川原開発株式会社の借金」と呼ぶ)ちよつといま調べて、すぐお答えいたします。

○田中説明員 小川原湖について行いました原水の水質試験の結果からは、小川原湖を水道水の水質といたします水質につきましては、水道法の水質基準という基準がございしますが、十分適合しているものと私どもは判断しております。

それから、重金属等の有害物質につきましても、小川原湖の現況の水質から見ましても、環境基準を満足しており、私どもとしては、特に問題

はないものと判断しております。

○川俣政府委員 お答えいたします。

北東公庫からの借入金も含めまして、約一千億円の借り入れとなっております。

○川本政府委員 補償のことについてお答えをしたいと思ひますが、湖面の漁業補償に関しましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、総合開発事業でいわゆる護岸堤をつくりますが、その護岸堤もすでに工事を実施しております。その実施しております部分については、当然のことながら補償を済ませておるわけでございますが、全体的な土地に関する補償につきましては、現在用地調査中でございます。順次それに応じて必要な部分から用地交渉を、地元の方々との折衝に入りたいと思つておるところであります。

○関委員 ちよつとお答えが間違つて答えておるから……。

私の聞いておるのは、淡水化事業あるいはまた飲料水に供給するというところで取り組んでいる仕事の中で、その小川原湖の漁業補償についてどんな折衝をしているか、この漁業補償が決まらないのに仕事に入るわけにはいかないだろうと言つておるのです。そのお答えが一つもありませんから……。

もう一つ、北東公庫の方から阿多理事が来ているはずですが、こちらで聞いておるのは、年々何らの見通しのないままの貸し出しをしている、これについて北東公庫はどう考えているかというこのお答えもありませんので、あわせていただきたいと思ひます。

○川本政府委員 漁業補償のことにつきまして、先ほどお答えしたとおりでございますが、淡水化に伴います小川原湖の漁業、これにつきまして漁業協同組合が小川原湖の漁業協同組合と六ヶ所村の漁業協同組合と二つございします。それにつきまして、それぞれ漁業調査をしておりまして、小川原湖につきましては漁業調査を終わつております。六ヶ所村の分につきましては、五十七年か

ら調査に着手したところでございます。五十四年ごろから地元の漁業協同組合の方々と十分折衝しながら、その上で調査を進めておるところでございます。

○阿多説明員 北海道東北開発公庫におきましては、むつ小川原開発株式会社は、この十年來融資をいたしておるわけでございます。御承知のとおり、むつ小川原開発会社は、むつ小川原地区の大規模工業開発におきまして、その工業用地の取得、造成、分譲、そういった事業を主要な業務としてやっておるわけでございます。

この開発計画全体が、先ほど来御答弁ございましたように、国の閣議口頭了解を得たというプロジェクトでございますが、その実施を担っておるわけでございますが、そういう事業でございますので、私ももしもして、その事業達成にできるだけの資金的な協力をするということで、従来から融資しておたわけでございます。

ただ、先ほど来お話がございましたように、当面基本計画にありますようなプロジェクトの早急な実現はなかなかむずかしいという情勢にあることも御承知のとおりでございますが、こういう非常に意義のある、国家的にもまた地域開発のためにも非常に重要な地域でございますので、この事業につきましまして必要な長期資金につきましては、関係の協調融資銀行とも協力しながら、引き続き援助してまいりたいと考えている次第でございます。

○松永委員長 午後一時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時八分開議

○松永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建設行政、国土行政の基本施策に関する件調査

のため、本日、参考人として住宅・都市整備公団総裁志村清一君、理事名本公洲君、理事教仁郷君、理事武田晋治君、理事田辺昇君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○松永委員長 質疑を続行いたします。藪仲義彦君。

○藪仲委員 私は、本日は建設、国土両大臣に住宅の問題と地価、中でも宅地に関する問題について、さらには時間の許す限り公団の問題について質問をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭に、両大臣にお伺いしたいのは、両大臣は特に住宅、地価に対する担当大臣でございますので、先般総理府が五十七年八月の調査結果をまとめて、二月二十七日に「大都市地域の住宅・地価に関する世論調査」という総理府の調査結果をまとめております。これについて両大臣は、当然然の中における大都市圏における国民世論の動向というものを十分御認識いただいていると思うわけでございます。当然これをこれからの住宅、地価の政策の中で十分取り入れて誤りなきを期していられると思うのでございますが、この世論調査を今後の施策の中で当然尊重されると思うのでございますが、その辺の御決意からきょうはお伺いしたいのです。

○内海国務大臣 今回の総理府の調査は、住宅、宅地問題に対する国民の率直な要望にこたえたもの、こう思われます。したがって、この調査の結果を十分踏まえまして、今後政策の上に反映させてまいりたいと考えておるわけでございます。

○加藤国務大臣 三大都市圏の皆さん方が、地価の安定に対する御希望が非常に強いということをお認めいただいたわけであります。幸い最近地価は

やや安定いたしておりますが、さらに精力的に努力しまして、地価の長期的安定というものを志向させていかなくてはならない、このように思っております次第でございます。

○藪仲委員 それではまず土地の問題から何点かお伺いしたいと思います。

○この世論調査と離れまして、国土庁は国土庁みずから昨年の十一月五日「地価動向調査の概要」というのを発表していらっしゃる。国土庁は国土庁独自のこういう地価の動向調査をおやりになつていらっしゃるわけでございますが、現在の地価の動向について、特に大都市圏の動向についてはどういう認識に立っていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

○小笠原政府委員 最近の地価動向につきましては、去る一月一日に調査をいたしまして四月一日に発表する地価公示というものがございまして、これについては目下集計整理中でございまして、まだ具体的に申し上げられる段階まで来ておりません。そうしますと、私も行いました一番新しい調査といえますのは、昨年十月に行いました地価動向調査ということでございます。これによりまして、その前の四月との対比で発表いたしましたおるわけであります。全国平均、全用途平均で半年間の地価上昇率が二・三％、その前の半期の三・二％に比べますとさらに鈍化傾向を強めているわけでございます。この二・三％を単純に年率に換算いたしますと約四・七％ということでございます。こういう傾向をさらに定着させていきますと、土地の所有、その他かなり住民の意識も変わってくる面があるのではないかと考えております。こういう傾向をさらに長期持続させるための努力を精力的に傾注してまいりたいと思っております。

○藪仲委員 そうしますと、これは調査結果ということになるかと思えますけれども、国土庁の認識は、いま局長御答弁のように、一応鎮静化しておるという御見解のようでございますが、それでは国土庁としては、このように土地が鎮静化して

いる要因といえますか、なぜ土地が鎮静化しているかと判断なさつていらっしゃるのか、その鎮静化している理由は何でしょうか。

○小笠原政府委員 最近このように地価上昇率が鈍化傾向をたどっておりますのは、いろいろな要因があるかと思えます。一つは、構造的な要因でございます。かつては比喩しますと、人口の伸びあるいは世帯数の伸びというものがかなり鈍化をしております。あるいは移動人口、地方から都市への人口の移動がかなり減少してまいりました。ほとんど社会移動がなくなつてきたということ。あるいは住宅が量的にはかなり充足度を高めている。こういったような要因の変化が一つはあるかと思っております。

それからもう一つは、最近一般の需要者、消費者が住宅に限らず、いわゆる物産というふうな言われておりますが、そういったような傾向の中で住宅建設が低迷しておる、あるいはマンションの売れ行きが不振であるということ。土地取引が低調に推移しておる。こういうような地価動向であります。無理をして急いで土地を手当とする必要が必ずしもなくなつてきているというふうなことで、いわゆる投機あるいは投資的な取引が減つております。経済情勢全般を見ますと、物価、金融、いろいろな経済情勢も安定的に推移してきているといったようなことが複合的に絡み合っている。こういう鈍化傾向になりつつあるものというふうな認識をしております。

○藪仲委員 いまの局長の御説明を伺いまして、率直に言つて感ずるのは、こういう言い方が果たして妥当であるかどうかはいかかと思ひながら言うわけでございますけれども、建設省もしくは国土庁の具体的な政策によつて、たとえばいま要因とおっしゃった人口、世帯あるいは世帯の移動、そういうようなものも要因がというふうな実感がちよつとわいてこないのです。経済動向で、ごく自然の国民の動向としてそうなるかと、土地というのは安定しているというけれども

も、逆に高値安定ではないの、高いんじゃないの、というところは買えなくなつたのではないの、われわれはこう感ずるわけですね。しかも、これはこれからの大きな国全体の政策課題になると思ひますけれども、所得減税がない。可処分所得が年々減つてゐる。所得水準はむしろそれだけの上昇を見てないんじゃないか。低迷してゐるんじゃないか。とても庶民は土地に手が届かなくなつちやうたよということ、国民が買えなくなつたんじゃないか、こういうことが言われておりますけれども、その辺はいかがですか。高くなつて買えなくなつたんじゃないか、こういう素朴な質問に何とお答えになりますか。

○小笠原政府委員　ここ二、三年、勤労者の所得の伸びがそれ以前ほどではなくなつてきたということ、それからここ先数年を見越して、必ずしも昔のように勤労所得が伸びる期待といひますか、そういうものが薄れてきているということがかなり影響しているというふうには思つております。

それからもう一つは、総理府の世論調査にもございまして、かなり持ち家率が高まつてきておりまして、いわゆる世論調査の中にもございまして、住宅に対する欲求といひます、たとえば四部屋を五部屋にしたい、あるいは子供部屋が欲しい、こういうことで需要の相が少し違つてきたということも影響をしております。

○越中委員　いま土地局長そうおっしゃつたのですけれども、それではこの中の地価に対する国民の世論はどうかな、こう聞いてみますと、四十九ページにはこう書いてあるのです。これは五十二年十月から約五年たつた五十七年八月の調査ですけれども、五十二年十月では「上昇傾向にある」といふ方が四二％、今回の調査では六二％、「安定している」といふ方は逆に三七％から二〇％に減つちやつてゐるわけですね。むしろ下がつたんじゃないかといふ方はゼロです。国民の受けている感じといふものは、いま局長が土地は鎮静

化しつつありますよとおっしゃつたことと違ふ。ここにあるほとんどの方は、パーセントでいくと約六〇％の方は完全に値上がりしてゐると感じてゐる。国民の受けている実感といふ国土庁のおつちやつたのと全然違ふ。生活感情と実感とは違ふのじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょう。

○小笠原政府委員　お答え申し上げます。

これは多少言ひわけがましくなりますが、五十二年十月の調査ということになりますと、皆さんが念頭に置かれたのは五十二年の地価公示であると思ひます。あの当時はオイルショック直後の大変な不況期でありまして、実は五十二年地価公示による全国の地価上昇率は一・五％、こういう事態でございまして。昨年の八月の調査になりますと、昨年の地価公示を皆さん念頭に置いてお考えかと思つておりますが、一昨年の九・六％からやや鈍化しましたものの、まだ年間七・四％上昇という頭があつたのではないかとこのように思つております。この調査、五十二年と五十七年といふことでなくて、さらに今後とも経時的に、恐らくことしあるいは来年調査をしてまいりますれば、この辺の動向にしまして、また違つた様相が出てくるのではないかと思つておりますし、またたさういふふうにしたい、しなければならぬといふふうには私も認識しておる次第でござい

○越中委員　いまの局長のその答弁に私は納得はしておらぬのですけれども、それでは国土庁としては、現在の地価純化の方向といふのを定着させるために責任を持つてこういう施策を具体的に推進いたします、現在の純化傾向をこれからも定着させるという自信がございせんか。

○加藤国務大臣　先ほど局長がお答え申し上げた中で、先生が厳しく御指摘されましたが、政府の政策その他で土地の値上りを鈍化させた要素はないのかといふようなお話しもございましたが、まずその点について申し上げておきますと、投機的な土地取引の抑制ということについては、国土庁土

地局としては真剣に取り組んでまいりまして、そこら辺の問題をやつてきた。あるいは各都府と相協力しまして、宅地供給の促進のための諸施策を総合的に講じてきた。こういうこと等が、先ほど局長が答弁した要素とは別の立場から見ても、地価の安定化につながつてきておるといふことを冒頭申させていたかと思ひます。

そして引き続きこれから政策的に考えられる問題としては数点ございまして、先ほど申し上げました国土利用計画法の届け出勧告制度、土地取引の動向の監視制度、これを的確に運用していくといふのが一つでございまして。それから二つは、当委員会が御審議して通していただきましたのが、農住組合制度、土地利用転換計画制度等の活用による市街化区域内の農地の宅地化の促進、それから三番目は線引きの見直しの適切な実施、それから四番目は線引きの見直し、住宅宅地関連公共公益施設の重点的な整備及び宅地開発等に係る地方公共団体の指導要綱の適正化、五番目は低未利用地の活用、都市再開発の推進等既成市街地の中の土地高度利用といふこと、あるいは六番目として、借地方式や等価交換方式等の活用等の施策を総合的に講じて、今後とも引き続き地価の安定、そして国民の住環境をすばらしいものにしていく計画は推進していく覚悟でござい

○越中委員　いま長官のおつちやつたのは、簡単に言えば、供給を確保いたします、もう一点は地代のかからないいわゆる住宅政策といふものを側面から推進いたします、そういうことだと私は認識をしたわけでござい

土地局長、これは重ねて言うのもいかがかなと思つておつちやつた。確かに数の上では充足しているとおつちやつた。確かに数の上では充足しているのです。しかし、四期五計の最低居住水準を満たしますよ、あるいは平均居住水準を二分の一にしますよといふことは何かといふと不満なんです。多くの方はまだ将来の住宅に対して、充足とは言うけれども、それは数の上なんだ。充足

というのは必ずしも数がそろえばいいということでは断じてないと思つたのです。もしも数がそろえばいいというのならば、私は国土庁の施策は根本的に改めていただかなければならない。やはり質の向上を図つていただかなければならない。そうしますと、充足といふふうにいまだ何回かおつちやつた。住宅はある程度充足しておりますとおつちやつた。そうであるならば、これはもう住宅政策は必要なくなつてくる。なぜ必要かといふと、いま国民の多くの方が住宅に対して将来こうしてほしいという希望を非常に持つてゐます。この二十七ページにこう書いてある。「住宅の所有関係別に見ると、「計画がある」と答えた者は、借家の四割と、持家の三割を上回つてゐる」。いろいろな統計、分析があるかもしれせんけれども、これに出ているように、やはり多くの方は家が充足とは思つてゐない。増改築しようあるいは新築の家へ、中古でもいいから買ひかえよう、こう出ておるのですけれども、この辺の認識はいかがです。

○小笠原政府委員　私も先ほどは量的には充足といふふうにお答えをしたつもりでござい

○越中委員　いま長官がお答えになつたこれから具体的な施策について、私は次にいろいろな問題を聞いてまいりますが、確かに地価のかからない宅地の供給といふことが大事だと思つてお

土地局長にお伺ひしたいのは、このいわゆる世論の動向で一番将来の期待として一体何を願つておるのかといふのがやはりここに出ておるわけなんです。ここで、今後土地が上がると思ひますかといふと、上がりそうだなと思つてゐる人が七三％いるのです。では希望の方はどうかといひます

と、上がらないでほしい、一定であつてほしいという方が五二%、むしろ下がつてほしいという方が二〇%、安定もしくは下がつてくれという方が七十%。上がるのじやないかと思つてゐる人が七割いるわけですよ。すると、私は国土庁が地価を上げないというのは大変重要な、これからの国民のニーズになつた最も大事な施策だと思うのですよ。国土庁が地価を絶対上げないという具体的におやりになることがどれほど国民経済あるいは国民のニーズに合致しておるか。もう最重要課題じやないかと思つたので、これについて長官お答えいただけますか。どうですか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、土地というものを投機の対象としないという基本的認識と、先ほど申し上げた六六法の施策を総合的に強力に推進することによりまして、地価の安定的傾向を維持していきたい。ただ、日本国民の意識の底に、可住面積の狭い日本、小さい国土にたくさん人間が住んでおる、そこら辺に地価に対する一つの神話というのがあるのではないだろうか。そこら辺を今後国土庁の行政を推進していくことによつて、国民の皆さんにも幅広く理解してもらつて、土地の安定的傾向を総合的に維持推進していきたい、このように思つておる次第でございます。

個々の具体的な政策につきましては、さらに先生方の御意見、各界各層の皆さんの意見を承りながらやつていきたい。この決意でございます。

○数仲委員 いま大臣が土地神話とおっしゃつたのです。全く私も土地神話をなくさない限りいけないと思つたのです。これは最も重要な問題だと思つたのです。これもやはりここに、五十七ページに出ているのです。土地に対する考え方、なぜ土地を持つのですかというのを長官、ちよつと見てください。まず土地を持つ理由の第一位は、土地は財産であるからです。資産形成で最も有利だ。土地を持つていけば、土地が値上がりして、簡単なことを言えば、銀行やいろいろな資産形成の方途があるかもしれないけれども、土地を持つていけば

一番もうかるんだということが、これは端的な国民の気持ちがある数字の上に出てきている。一番目に、土地は財産であるから、二番目に初めて、生活の基盤となる家を建てるから、こうなつています。三番目には、精神的に安心だから、こうあるわけですよ。土地神話が一番根深く残つてゐる。そうしますと、土地が値上がりして、持つていければ最も適切な資産の運用になるのだという考えを、やはりいまおっしゃつたような総合的な国土庁の施策の中で、簡単に言えば、土地を持つてももうかりませんよ、土地は手放しましょう、いまおっしゃつたような限られた狭い日本の国土です、それを資産運用に使うというよりはよろしくありません、もつと有効適切に使うように、そういうような国民の感情がこの次の世論調査の上で出てくれば、確かに長官は歴史に残る名長官になると思つたのです。そんなむちゃなことは言いませんが、私は、この世論の動向というのは非常に大事な点を示唆していると思つたので、この点十分御検討、お含みおきたいだいて、今後の施策誤りなきを期していただきたいと思います。

そこで、いま長官もおっしゃいましたけれども、区画整理した跡があつていふと、農住組合法によつてやりやすさとかいろいろ出ている。今度、私はこういう公的な資金の運用等も含めた土地それから住宅の施策というのを始めながら御質問させていただきますけれども、それでは要は何かという、地価を安定させつつ住宅を質的にも十分満足させることが、簡単に言えば、これからのわれわれ建設委員会に課せられた一番重要な問題だと思つたのです。

そこで、これは建設大臣に伺つておきたいのですが、最近、四期五計の第二年度に入りまして、新設着工戸数が、珍しくなんと言ふとよくないのかもしれませんけれども、上向きになつてきた。非常に好ましい傾向にあるわけでございます。三月一日に発表されました五十八年一月の新設住宅戸数が七万九千八百九十六戸、五十七年四月から五十八年一月までの十カ月の合計が九十八万二

千五百七戸、残りの二カ月も、単純にいつても、昨年の実績でいくと十七万七千戸できたわけでございます。昨年から、このとおりいけばなあとわれわれも期待しておりますが、これでいくと百十五万戸くらいいくのじやないか。もしも達成すれば五年ぶりで前年度実績を初めて上回る見通しになつてきたわけでございますけれども、まず大臣は、この昨年度より上回るといふ見通しに立つていらつしやるかどうか。五十七年度百三十万戸ですが、四期五計の目標からいけば、本来は年間百五十万戸以上建てなければならぬのですけれども、本年度は前年度を上回つて百三十万戸まで何とかという自信をお持ちかどうか。その辺いかがでしょうか。

○内海国務大臣 五十七年度におきましては、百三十万戸という目標を置いていたことは御指摘のとおりでございます。取得控除の引き上げであるとか、あるいは貸付限度額の引き上げであるとか、いろいろな施策を講じた結果、ようやく昨年度よりは幾らか上回るのではないかとこのうかがつてございます。百三十万戸には到達はできない、こう思つております。

○数仲委員 非常に慎重な御発言でありますけれども、それでは長期に立つた場合に、五十八年度は大臣としてはどの程度の新設戸数をお考えですか。

○内海国務大臣 五十七年度と同じぐらいまでいくであろうと思つております。

○数仲委員 それではこれはごく簡単にお伺いしたいと思つたのでございますが、公庫の融資枠も三万戸減らしていらつしやるし、公団住宅も減らしていらつしやる。五十八年度予算では目標を全部ずつと減らしているわけでございますけれども、これは一番の大きな理由は何か。

まいりたい、必ずしも三万戸減ということにこだわつてもはございません。

○数仲委員 先ほど来、国土庁長官も、いろいろな意味で宅地の有効利用ということをおっしゃつていらつしやるわけでございますので、これは確認の意味でお伺いしたいのでございます。

これは新聞でございますが、建設省がいわゆる都市住宅の高層化という方針をお出しになられた。線引きによる宅地の供給あるいは都市の再開発等もあるわけでございますけれども、さらに今度は土地の有効利用のあり方として、都心部においては、今後は高層化の方向を目指す、こういうことが言われておりますけれども、大臣、これは具体的にどういうことでしょうか。

○松谷政府委員 お答え申し上げます。

先生がいまお話しになりましたように、これからの都市住宅政策といたしましては、大都市の都心部でできるだけ市街地住宅を供給していくことによりまして、住宅政策全般の円滑な推進をやつていきたいと思つております。

このため、従来から住宅供給を伴います市街地再開発事業、それからまた必要な用途地域の見直し、総合設計制度等々の活用を行つてきたわけでございますが、いまお話しにございましたように、三大都市圏の既成市街地におきまして、特に土地の高度利用と良好な市街地住宅の供給を図りますために、昨年建築基準法の施行令を改正いたしました。また本年の二月に容積率の割り増しを大幅に認めまして、住宅の供給を容易にするような市街地住宅総合設計制度を創設したところでございます。

また、これに関連しまして、この制度と一体となつて市街地住宅の供給事業を行うために、その事業費の一部を補助する市街地住宅等共同整備事業制度を来年度より創設をしていきまして、総合的に市街地住宅の供給を大都市の都心部に対して行うよう考えております。

○数仲委員 もう少し具体的に伺いますけれども、いまのは既存の手法を用いてやるということ

とですけれども、われわれが簡単に言えば、東京都の場合、都心部においては高層住宅というものが抑えられているわけです。これは御承知のように、十メートル以上の建物を建てちゃいけませんよという第一種住居専用地域が東京都心部にあるわけです。これを取っ払わない限り高層化はまずできないわけです。幾ら建設省がおやりになるうとしても、これは進まない。逆にもっと突っ込んで言えば、こういうことをおっしゃるのだったら、都心部においては低層住宅は建てちゃだめですよということまで踏み込まないと、空題目といえますか、のろしは上げたけれども、とても具体的な進まない。あるいはまた、逆に低いのは建てさせませんよというくらい厳しくおやりにならなければ、高層化といつても具体的に何ら——従来の手法で再開発事業にちよつと前進した程度のこゝしか進まないのじゃないか。もしも本格的におやりになるのでしたら、そういう第一種住居専用地域の指定は、都心部においては見直さなければならぬ、外さなければならぬ。ところが、これはそこに住んでいらつしやる、特に文教——文教というのじゃないですけども、学園都市のような形で残しておきたいといううなそういう住民の方のお気持ちや何かあつたり、住居地域を荒らしたくないというようなことで、この第一種住居専用地域を外すということが都民の方から非常に抵抗があるのではないかと。これはやはりその辺の建物の制限をはつきりしないと、具体的には、低いのはだめというのか、あるいはその第一種住居専用地域を外すか、どちらかを具体的に進めなければならぬのじゃないかと私は思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕

○松谷政府委員 先生の御指摘のように、第一種住居専用地域におきましては十メートルの高さ制限があります。したがって、この地区におきましては、高層住宅の建設というのは非常にむずかしい。せいぜい三階建てまででございます。

東京都におきましては、確かに従来から空地地

区が指定されていた関係もありまして、第一種住居専用地域の指定がかなり大きいわけでございますが、これにつきましては、先生の御指摘のような御意見に沿ひまして、逐次見直しを図つておりまして、五十五年の三月三十一日現在で、従来からございました第一種住居専用地域につきまして、一千八百二十ヘクタールにつきまして、東京都全域でございますが、高さが緩和できるその他の地域へ変更しております。比率といつたしましては三・七％ということでございます。

なおまた、さきに申し上げました市街地住宅総合設計制度は、こういった用途地域に活用ができてまして、この市街地住宅総合設計制度を活用いたしますと、高さあるいは容積率等も緩和ができるようになっておりますので、こういった制度も活用していきたいと考えております。

○数仲委員 国土庁長官、これは国土庁にとって今後の地価安定のための非常に有効な手法の一つなんです。大都市圏においていわゆる逆の高度制限、これは国土庁としても、当然土地の有効利用ということであれば検討の課題だと思つてございしますが、いかがでございますか。

○加藤国務大臣 先般発表しました首都圏改造構想案の中におきましても、そういう問題を議論して、今後幅広く皆さん方の意見を承りながら推進したいと思つておるものの中に、いま先生がおっしゃつた問題がございます。

特に、都心部が逆に空洞化してきておる。それから余り大きくなり過ぎて通勤、土地、水問題が大変な問題になってきておる。職住を接近さすという立場からも、都心部におけるそういった計画に踏み切らないといけない時期に来ておるのではないかと、そのように考えております。

○数仲委員 この総理府の世論調査の中にも、いまおっしゃつたように、職住接近で、希望する通勤距離はとの間に、四十五分から一時間と書いてあるのです。ですからどうかこれは両大臣にかかるところでございしますので、この都心部における高度利用ということは非常に重要な課題でござ

いますから、御検討をさらに進めていただきたい、こう思います。

次の問題ですが、やはりこれも地価を安定させながら住宅を供給するにはどうするかということですが、この中に建てかえの問題が出てくるわけでございますけれども、中古住宅でも構いませんよというのがこの四十二ページに出てくるのです。「中古住宅に対する考え方」というところに、いわゆる新築でなくても、新しい住宅を購入しようとしても、それが無理な場合は、中古住宅でもよい、中古住宅でも構いませんというものが五九％あるのです。ということは、私は何を言いたいかというと、これだけ国民は中古住宅の買いかえということをお認めておるのです。ならば、中古住宅の流通対策といひますか、それをもつと促進しなければならぬのです。これは非常に大事なこれらの施策だと私は思うのです。アメリカなどは、この中古住宅の市場というもののは完備されている。日本の場合は非常にそれが立ちおくれののじゃないか。

〔鴨田委員長代理退席、委員長着席〕

いわゆる新規住宅百万戸に対して大体二、三十万戸ぐらしか中古住宅というのは流通しておらぬ。しかし、この中古住宅というのは、新築住宅と同じように、流通の市場というもの確立する必要がある。では、何が大事かといひますと、一つは金融面、それから税制面、それからルールですね。どういふルールでこれをやるか、このことを私は具体的に聞いてまいりますけれども、建設大臣、この中古住宅に対する建設省のお考えはいかがですか。

○永田政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおり、中古住宅はこれから大変重要な問題になってくるだろうと思ひます。したがって、庶民が適切な価格で不安なく中古住宅を取得できるようにするシステムをできるだけ早く確立することが大変大事だと思つております。

私どもは、先年来、中古住宅の流通のための情

報を統一的に処理するための流通機構の整備を図つてまいっております。ほぼ全国的に業者団体等による流通機構は確立されました。ただ、その利用の仕方、運用の方法で、まだまだ不十分面がございますので、これにつきましては、今後とも十分指導して、庶民の要望にこたえていくように努力してまいりたい、かように考えております。

○数仲委員 これはどなたがお答えになるのですか、住宅局長の方ですか。金融面で、中古住宅の買いかえも融資対象として本年度から入つたと思つたのでございしますけれども、金額と金利、どのくらいですか。

○松谷政府委員 中古住宅の融資につきましては、従来から住宅金融公庫の融資でマンションに対して実施をしておりましたが、いま御指摘のように、一戸建て住宅等につきましても、来年度よりその融資を行うということで考えております。貸付限度額につきましては、六・五％でございます。貸付限度額につきましては、マンシヨンは七百五十万円でございますが、大体その八掛け程度になるうかと思ひます。現在、そのための条件について種々検討しているところでございます。

○数仲委員 八掛けというのは、大体五百万から上ということですか。

○松谷政府委員 正確に八掛けということではございせんが、大体六百九十万円ぐらにならうかと思ひます。

○数仲委員 これはまた議論を呼ぶところでございしますけれども、これは大臣に私は要望しておきます。

いまの局長の御答弁のように、確かに来年度から一戸建ても融資対象にいたします。金額はいろいろ議論のあるところでございしますけれども、金利が六・五と高いのです。いま新築は五・五、段階金利が導入されておりますから、十一年後から変わつてまいりますけれども、この金利の差ですね。この中古市場というのは、いまの世論調査もお話ししましたように、非常に大きくなつてく

ると思ひますので、この金利については上げておく理由はないと思ひます。むしろ新築並みに下げて当然じゃないかという感覚を私は持つておるのでございまして、この辺については大臣、よく検討をいただきたいのです。

その次に、いま計画局長がシステム化とおっしゃった。問題は、新築の住宅の場合は、いわゆるこの金額査定ですね。不動産評価あるいは担保評価というのはいずれでもできるというか、従来やっていたわけですね。しかし、中古住宅に対するそういう評価というのが非常に大事だと思うのです。

やはり建設省がきちんと、この程度の住宅は幾らぐらいですという、中古住宅の価格が国民の信頼を得ませんと、高い物を買ったあるいは損した得したという問題になってまいりますので、この中古住宅というものをシステム化する一番重要なのは査定のシステムといえますか、全国規模で權威ある査定、これを行ってあげないと中古住宅というものは進まないと思うのですが、その辺、何かお考えありますか。

○永田政府委員 御指摘のとおり、中古住宅を流通させるための最大のポイントは、庶民が信用してその取引をできるということでございます。そのために、客観的に、いま御指摘のとおり、全国的に信用のおける査定機構なり機関なりあるいはシステムを早くつくつていきたいというふうに思つております。

ただ、中古の場合はいろいろ条件がいろいろございまして、いろいろむずかしい問題はございまして、極力努力してまいりたい、かように考えております。

○数仲委員 いま局長の御答弁にもありましたように、これは非常に困難な問題が数多くあると思うのでございまして、国民の中に中古住宅でやむを得ないという方が数多くいらっしゃる。ここで五九%、六割近い方がそう言つていらつしやるのです。これはそのシステムを検討していただきたいと思ひます。

次に、三番目の税制の問題ですね。税制の問題

でも非常に問題があると思ひます。中古住宅を購入する場合、税制の恩恵を受けられる場合と受けられない場合があるのです。不動産業者から買いますと税制の恩恵はありません。私が一定の要件を備えていて売りますと、買った方は税制の恩恵がある。こういう税制上の不平等、具体的には後で申し上げますけれども、これについては建設省、どうお考えですか。

○松谷政府委員 お答えします。
中古住宅について、税制上、不動産業者が買い取り仲介を行うという場合につきましては、登録免許税、不動産取得税等々につきまして課税軽減の特例の適用がなかったという事は事実でございます。

そこで、これをやはり平等に行ひ、中古住宅の流通を促進するために、昭和五十八年度の税制改正におきまして、中古住宅購入者の税負担の公平化といった観点から、こういった不動産業者が買い取り仲介を行う場合につきましても、個人消費者から購入する場合と同様に課税の特例が受けられるように措置をするということにしております。

なお、先ほどちょっと中古住宅の融資につきまして若干数値を間違つて申し上げましたので、訂正いたします。
戸建て住宅につきましては、来年度貸付限度額六百二十万円を限度とするということで考えております。

○数仲委員 いまの件は、大臣も先刻御承知のとおり、いま局長がおっしゃつたように、たとえは私が中古住宅を買おうとしますと、いままで一定の要件がはめられておつた。いわゆる新築後十年以内、床面積が四十平米から六十平米以内、それから取得以前一年以内は自己の持ち家に住んでいたことがない。それから不動産業者から買った中古住宅はだめよ。では今度だから税制の恩恵を受けられるかといふと、まためんどうくさい条件がある。売り主が譲渡する日まで三年以上所有し、譲渡の日の二年以内に住んでいた住宅。こ

れだけがちがちなががはまつておる。これは全部取つてくださるのですね。
○松谷政府委員 御指摘のように、従来、持ち家所有者でないこととありますとか、あるいは不動産業者が一時的に保有したものでないこと、あるいは三年以上保有、二年以内居住というふうな要件がございまして、これらにつきましましては、すべて要件を廃止するという事で考えております。

○数仲委員 それは大変に結構でございますので、それと同時実施を大いに期待しております。それでは時間がだんだん迫つてまいりましたので、次にまとめて二つお伺いをしましょう。
その次に重要なのは増改築だと思ひます。増改築というのは、ここにも出てくるのですが、部屋が少ない、建物が狭いということで、増改築の要望というのは非常に多いわけですね。そこで、増改築の潜在的な要望というのは、既存住宅は三千五百万戸と言われておりますけれども、六割以上の方が増改築をしてほしい。これは建設業界にとつては非常に大きな事業だと思ひますが、先ほども申しましたように、最低居住水準を満たしていない方が一七・七%、それから平均居住水準を満たしていない方が千九百二十八万世帯、これは約五九・五%。この統計は昭和五十三年の住宅統計ですから、古いといへば古いのですが、これは四期五計で最低居住水準は完全に満たします、あるいは平均居住水準は二分の一に満たしますというところになっておるわけでありまして、この増改築という問題は、これからの住宅産業の中では非常に大事だと思ひます。

ここで大臣に十分御検討いただきたいのは、たとえば私がいまの家を増改築したいといふときに、簡単に相談してノハウを教えてもらつて、このぐらゐの予算でできますよ、しかもそれがあつた程度適正で、安くて、こういう形の家がこうできます。こういう家がこうできますという具体的な例が国民の間に広く浸透すれば、これはいま増改築は公営、公団、公社、あらゆる住宅にも非常

に出ておるわけでございますので、これは建設省のこれからの重大な政策として、増改築について国民が安心して増改築に踏み切れる。これは金融面では五十万おふやしになつて三百五十万ですから、来年度からはなりますけれども、いわゆる増改築について十分な具体的な施策を建設省でぜひ打ち出していただきたい。特にこれから高齢化社会になつてまいりますと、子供さんも大きくなつてきたときに、増改築が簡単にできるような方途というものを国民に教えてあげることが私は非常に大事だと思ひます。この点、建設大臣のお考えをお伺いしたい。

それから、時間がないのでもう一つ聞きますが、大臣にどうしてもやつていただきたいのは、借地借家法というのが、これは改めるとは言ひません。これは法律の改正ということになりますと、弱者に対してどうのこうの問題になりますから、そういうことではなくて、現在の借地法の中で、土地を持つておる人が安心して、では住宅のために土地を提供しよう、こういうふうな体制になされば、さつき国土庁がいろいろお話しになつた中でもあるように、宅地の供給には非常に好ましい結果が得られると思ひます。一たん貸すと、もう自分のものにならないという不安がありますので、この借地法を現行の法体系の中で、地主の方が安心して、たとえば何年間の契約内容、地代はこの程度だとか、そしてその契約が過ぎたときに所有権はどうなるのかというふうなことを、ああそんなら大丈夫だ、安心して宅地のために出しましょう。公的にあるいは公団の場合もあるでしょうし、個人的にも大丈夫ですよということをはっきり確立してあげれば、これはまた非常に役に立つのじゃないか。こういう意味で、いまの増改築と借地法の範囲内で建設省としてうまい方法をどうしても考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか、この二つ。

○松谷政府委員 増改築につきましては、先生の御指摘のように、これからの住宅政策、特にストック政策を考へる場合に非常に有効な方策であ

が出ておるわけでございますので、これは建設省のこれからの重大な政策として、増改築について国民が安心して増改築に踏み切れる。これは金融面では五十万おふやしになつて三百五十万ですから、来年度からはなりますけれども、いわゆる増改築について十分な具体的な施策を建設省でぜひ打ち出していただきたい。特にこれから高齢化社会になつてまいりますと、子供さんも大きくなつてきたときに、増改築が簡単にできるような方途というものを国民に教えてあげることが私は非常に大事だと思ひます。この点、建設大臣のお考えをお伺いしたい。

それから、時間がないのでもう一つ聞きますが、大臣にどうしてもやつていただきたいのは、借地借家法というのが、これは改めるとは言ひません。これは法律の改正ということになりますと、弱者に対してどうのこうの問題になりますから、そういうことではなくて、現在の借地法の中で、土地を持つておる人が安心して、では住宅のために土地を提供しよう、こういうふうな体制になされば、さつき国土庁がいろいろお話しになつた中でもあるように、宅地の供給には非常に好ましい結果が得られると思ひます。一たん貸すと、もう自分のものにならないという不安がありますので、この借地法を現行の法体系の中で、地主の方が安心して、たとえば何年間の契約内容、地代はこの程度だとか、そしてその契約が過ぎたときに所有権はどうなるのかというふうなことを、ああそんなら大丈夫だ、安心して宅地のために出しましょう。公的にあるいは公団の場合もあるでしょうし、個人的にも大丈夫ですよということをはっきり確立してあげれば、これはまた非常に役に立つのじゃないか。こういう意味で、いまの増改築と借地法の範囲内で建設省としてうまい方法をどうしても考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか、この二つ。

○松谷政府委員 増改築につきましては、先生の御指摘のように、これからの住宅政策、特にストック政策を考へる場合に非常に有効な方策であ

が出ておるわけでございますので、これは建設省のこれからの重大な政策として、増改築について国民が安心して増改築に踏み切れる。これは金融面では五十万おふやしになつて三百五十万ですから、来年度からはなりますけれども、いわゆる増改築について十分な具体的な施策を建設省でぜひ打ち出していただきたい。特にこれから高齢化社会になつてまいりますと、子供さんも大きくなつてきたときに、増改築が簡単にできるような方途というものを国民に教えてあげることが私は非常に大事だと思ひます。この点、建設大臣のお考えをお伺いしたい。

それから、時間がないのでもう一つ聞きますが、大臣にどうしてもやつていただきたいのは、借地借家法というのが、これは改めるとは言ひません。これは法律の改正ということになりますと、弱者に対してどうのこうの問題になりますから、そういうことではなくて、現在の借地法の中で、土地を持つておる人が安心して、では住宅のために土地を提供しよう、こういうふうな体制になされば、さつき国土庁がいろいろお話しになつた中でもあるように、宅地の供給には非常に好ましい結果が得られると思ひます。一たん貸すと、もう自分のものにならないという不安がありますので、この借地法を現行の法体系の中で、地主の方が安心して、たとえば何年間の契約内容、地代はこの程度だとか、そしてその契約が過ぎたときに所有権はどうなるのかというふうなことを、ああそんなら大丈夫だ、安心して宅地のために出しましょう。公的にあるいは公団の場合もあるでしょうし、個人的にも大丈夫ですよということをはっきり確立してあげれば、これはまた非常に役に立つのじゃないか。こういう意味で、いまの増改築と借地法の範囲内で建設省としてうまい方法をどうしても考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか、この二つ。

り、重視しなければならぬ政策であると考えております。そのためにいろいろなことをやっておりますが、現在までに住宅金融公庫の融資につきまして、御指摘のように、従来三百萬円の貸付限度額でございましたが、これを三百五十萬円に引き上げるといふようなことをやっております。

ただ、しかしながら増改築につきましては、やはり消費者に対する適正な情報提供が必要であるといふこと、増改築工事を依頼できる体制の確立、それから増改築工事というものがどうしても高くなります。したがって、これを技術開発によつてコストダウンしていくといふこと、さらにまた金融、税制制度の拡充といふことを今後とも重点的に検討をし促進をしていきたいと考えております。

それから、借地の問題でございますが、借地方式によりまして住宅の建設を促進していくといふことが、土地事情のむづかしいわが国で今後非常に有効な住宅政策の一つであろうと考えております。ただ、借地につきましては、地代その他のいろいろむづかしい問題がありますので、適正なルールを、標準的なルールをつくりまして、これによつて借地方式を今後推進していきたいと考えておる次第でございます。

○穀仲委員 いまの借地法の問題は非常に大きな問題ですから、これは両大臣のお考えを聞いておきたいのです。

その前に、ちよつと公団のことで二つだけ総裁にお伺いしておきます。

私は公団家賃にルールをつくりなさいといふことを前から言つておるわけでございますが、原価方式でいけば、当初低い家賃で入られた方、昭和三十一年時代に建てられたところに安い家賃で入られた。しかし、それはその法律の中で減価償却していけば、当然理論的にはよろしいのじやないか、安い家賃でいいのじやないか。格差の是正といふことを言いますけれども、むしろこれから公営、公社、公団住宅といふのは古く入つた方が、たとえば二十年なり三十年なり入ると新しく入る

方よりも安い家賃で入れるのですよといふのが大きな魅力であつていいと私は思うのです。公的資金を導入して国民の税金あるいは財投資金等であつては、御指摘のように入つた場合には、三十年なり三十年あるいは四十年、五十年、長い期間入れれば家賃といふのはある程度安定してくる方向で、公団住宅に入るといふなというように喜びといふか、そういうものであつていいように私は思うのでございしますが、これが一つ。なぜ格差是正といふことであるいは新しい住宅の家賃を下げるためといふ言ひ方をなさるか。この辺のところを十分御配慮いただきたい。

もう一点は、最近では長期不況といふか、非常に所得が伸び悩んでいる。公団の方では、家賃といふものを所得水準の大体一五〇程度といふようなことをよくおつちやつておるわけでございすけれども、所得減税等も、また本年度も大変だ、見送られてしまつた。こうなつてまいりますと、物価上昇の中で、やはり公共料金、公的なそういうものは抑えてほしいなといふのがわれわれの気持ちであり、当然公団に入居していられしやる多くの方のお気持ちだろうと思つた。ことしの春闘もそんなに大幅な賃上げも望めない。人動も凍結されてしまつた。こう暗いニュースばかりです。教育費も上がるのじやないか。そこへまた公団も上がるということになると、またまた非常に負担になつてまいりますので、公団家賃の値上げといふものについては、適正という言葉をかきかへておるわけでございすけれども、国民の生活実感といふか、そういう実態に合わせて十分配慮をしていただけないかな。と同時に、公団の場合、いろいろなところでいろいろな指摘をされるわけですから、きょうは時間がありませんから言いません。遊休地がどうのこうの。私も建設委員として非常に心が痛むわけですから、やはり国民の方が、公団よくがんばつておる、本心に経営努力もやつておる、このくらは当然だと言われよう、な、認めていただけるような中で家賃が論議され

ないものか。私は非常に残念なんです。いろいろな省庁から公団が指摘される。私は野党ですけども、やはり胸が痛んでいるわけですから、もつとしゃかりやつてくれ、何とかならないか。そういう気持ちに対して十分踏まえて、値上げについては慎重であつていただきたいし、私はむしろ抑えられるものなら抑えてほしい、ずつと先に送つていただきたいという気持ちを持っております。

このことを総裁にお答えいただき、最後に大臣、私が申し上げた、きょうはちよつと時間がなくて荒っぽい質問で恐縮でございますけれども、土地神話をなくすために、いま言つたのは、土地代のかからないいろいろな方法をまとめて質問させていただきます。特に借地法とか増改築とか、いろいろな方法を指摘させていただきますけれども、それに対する大臣の御決意を最後にお伺いしたいと思います。

○志村参事 答へいたします。

ただいま先生の御指摘にございましたように、公的賃貸住宅、私どもの公団住宅でございますが、安いのことにしたことはない、かように存じます。従来からも、先生御指摘ございましたように、中堅階層の一五、六〇程度の家賃でとどめるように政府から相当の援助も賜つたり、われわれとしてもいろいろの努力をいたしましたわけでございす。しかしながら、管理開始の古い住宅につきましましては、古いあるいは規模が小さい、あるいは設備が悪いといふようないろいろなハンディがございますが、そういうものを考えましても、まだ相当低い水準にございまして、中堅階層の方の収入のほぼ三〇程度という住宅もあるわけでございす。先ほど申し上げましたように、安いにこしたことはございせんが、政府からいろいろの援助を受けておるだけに、余りバランスを失した問題はなかろうか。きょうの意味におきまして、バランスの是正を考えたい。しかし、最近提供しております平均家賃が五万七千七百円くらいでございますから、これに持つていこう、これと同じだ、これが中堅階層の一五、六〇だからこの

値段にしろ、こういうことではございせん、私どもの考え方としては、公団の古い住宅について適正家賃がどんなものか、公的住宅としての適正家賃がどんなものかといふようなことを検討した上で、さらに居住者の負担が急激にならないように十分配慮いたしまして、激変緩和措置を講ずる。さらには収入の非常に低い、生活保護を受けなければならぬという方々の中にはいらつしやるかもしれないが、そういう方々に対しては、相当の措置を講ずる、こういうふうなことを考えてまいりたい、かように存じておるわけでございす。

また、先生御指摘のように、多くの空き家の問題あるいは未利用地の問題、御指摘を受けております。これらにつきましては、私もなにより一生懸命努力いたしまして、まだまだ十分とは申しませんが、たとえば未入居保守管理、多いときには四万戸を超えておりましたが、たゞいま、五十七年の三月では一万九千戸台になっております。これらにつきましても、さらに努力をいたしまして、皆さんから、公団も一生懸命やつておるじやないかといふふうなお声がかかるように、これからも努力をいたしたい、かように存じておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○内海国務大臣 先ほど来の借地の問題につきましては、建設省としても貴重な御意見として、前向きに検討、研究させていただきます。

それから、増改築の問題は、おつしやるとおり今後の住宅建設の大きな目玉になつていくのではないかな。土地の取得難といふような状況から見ますと、今後の住宅建設といふ大きな枠の中で増改築が大きな仕事になつていくだろう。御意見も一つもだと思つております。その趣旨に沿つて住宅金融公庫等も指導してまいりたい、こう思つております。

それから、家賃の値上げの問題でございす、いづれ公団の方から家賃の値上げの申請が出てくると思つております。出てきた時点で、五年前の委員会の審議の経過等もございすので、十

分先生方の御議論を踏まえまして、よくよく検討させていただいて、適正な改定をしたい、こう考えておるわけでございます。

○穀仲委員 終わります。

○松永委員長 小沢貞孝君。

○小沢貞孝委員 私は、民社党の予算委員会の最初の質問者塚本書記長の質問の中で、行政改革、それから政治倫理、それから役人の天下り問題、それから役人の天下り立候補——天下り立候補という言葉がいろいろか、天下り立候補、それに対する役所の応援、こういうことを通じて公共事業が私物化されているのではないか、こういう大要抽象的ではありますが、質問をしたわけでありまして、それに対して総理の答弁は、大変抽象的な答弁で、後で時間があつたら読み上げますが、答弁があつたわけで、私はよりそういう問題について具体的にひとつ質問をいたしたい、こういうふうに考えます。

私も調査が十分ではありませんから、ひとつ調査のできていない、答弁のできないものは資料で後で出していだくように、その都度委員長にお願いをいたしますので、よろしく願います。

最初に、これも質問にありませんでしたが、いま官公庁職員抄録、ここで住宅・都市整備公団、これを抜き刷りを私してまいりましたが、この中で建設省及び国土庁から天下つた者、OB、それからほかの省庁からの者、これをちよつと悪いけれども、ひとつ建設省、国土庁の者は赤丸、ほかの省庁からの者は三角、これをちよつと持つていつて、總裁かだれから、私の質問中になるべく早くそれは印をつけて返していただきたい、こういうふうに考えます。

建設省所管の公益法人は幾つあるでしょうか。これは担当はどこですか。関係の局長からどうぞ。

○豊蔵政府委員 お答えいたします。

建設省所管の公益法人は、昭和五十七年四月一日現在でございますが、その時点におきましては、二百二十三法人でございます。

○小沢貞孝委員 その建設省所管の公益法人に建設省出身者が何人役職についているか。これもわかりませんか。

○豊蔵政府委員 同じく昭和五十七年四月一日現在で、建設省を退職いたしました者は五十五名となつております。

○小沢貞孝委員 それは公益法人に役員……。一般職員にはいませんか。

○豊蔵政府委員 職員につきましては、それぞれの公益法人の職員の数も相当の人数に上つておりますので、詳細は私どもの方で承知いたしておりません。

○小沢貞孝委員 最近五年間に建設省から建設省所管の公益法人に天下つたOBは何人であつたか。

○豊蔵政府委員 同じく昭和五十七年四月一日現在で、それ以前の五カ年間に建設省所管の公益法人の役員に建設省をやめまして就職したという者は三十六人となつております。

○小沢貞孝委員 そうするとどういふことになりますか。先ほど建設省の出身者が役員に何人いるかと言つたら五十五人、こういうことですが、最近五年間に三十六人ということ、最近五年間に大部分の者が役員となつて行つて、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○豊蔵政府委員 それぞれの公益法人におきまします、いわば人事のローテーションの中で、最近五年間にかつた方が役員として就職されたというふうな理解をいたしております。

○小沢貞孝委員 この法人にだれが天下つたか、その職歴とか、前に建設省にいて、最後はどいう役職をしてたか、そして氏名、それから天下り先の地位、これはわかりますか。わからないうでしようか。時間もかかるのでしよから、これは委員長、資料として提出していただくようにお願いをしていただきたいと思います。

続いて、建設省関係の特殊法人についても、いまの公益法人と同じように、要するに特殊法人に

建設省の役人はどういふように天下つていったか、建設省の最後の地位及び天下つていった先の役職、これは資料で出していただくように、委員長からお願いをいたします。

○松永委員長 ただいまは理事会で諮つて、出してくださるそうですから、後で出してもらうことにいたします。

○小沢貞孝委員 私はここで、公益法人の中で、冒頭の番号一番、都市計画協会会長前田光嘉、それから二番が国土計画協会、三番が日本造園修景協会、これは会長は佐藤昌さんというのでしよから、こういうのと、住宅・都市整備公団、それからその関係の建設省の役人、こういう者が、悪い言葉で言うところになつて、どうも冒頭私が申し上げたように公共事業を私物化している、こういうぐあいにどう分析してみても見えて仕方がないわけでありまして。

具体的な例を挙げますと、たとえば昭和五十年に、私の付近ですから私はわかつたわけですが、池田町、松川村と都市計画協会が業務委託契約を結んで、都市計画協会に幾ら金を納める、こういうことをやっているとあります。たとえば委託契約書、池田町高山町長、松川村高田村長、これと財団法人都市計画協会飯沼一省を丙として、次のとおり契約を締結する、こういうぐあいで、委託業務に関する費用は二百万。これは契約書を現場から見せてもらいましたから、こうなつてゐるわけですね。

それから次は、たとえばその隣に大町市がありますが、大町市と都市計画協会との委託契約、こういうものがあります。二、三の例だけであります。

それからその後、やはり隣であります、明科町、これは都市計画協会と受託契約を結んだわけでありまして、それは昭和五十七年六月であります。二百万円を受託契約を結んでおります。ところが、同じ町が昭和五十五年十二月、今度は日本造園修景協会と四百九十五万で業務受託契約を結んでおります。

私は、この付近の二、三のところだけを具体的にに取り上げてみたわけでありまして。

そこで問題は、ちゃんと都市計画協会からその契約に基づききつとりつぱな成果品が来ているか、こういうことを調べたわけでありまして。そうしたら、ほんの一例であります、契約書に基づききつとした成果品が来ているところもありまして、たとえばいま申し上げました大町市については、契約した都市計画協会から成果品の報告が来ているのじやないか。どう調べても、私の調べている範囲においては、これも誤つていたらまた訂正をお願いしたいが、「創」という設計事務所から来ているようなのです。ちゃんと受託契約をした相手から正規のレポートが来ていない。

明科町の方については、都市計画協会からは正規のレポート、中身は問題があるでしょうが、とにかく来ております。

ところが池田町は、これ定かには私わかりませんが、こういうような書類が来ているわけでありまして。個人から個人にあつて書類が来ているわけでありまして。恒村則之という人が都市計画協会があるいは建設省か、どこか関係のところにおりましたか、昭和五十五年八月十五日付恒村則之、これはどういふ人か私もよくわからないが、相馬様、これは池田町の平職員ですが、この人に私文を出しているわけですね。「前略 報告書の修正遅れました誠に申し訳ありませんでした。一応修正完了したので取りあえず送付致します。草々 昭和五十五年八月十五日 恒村則之の相馬様」この相馬様というのは契約をした池田町の平職員だそうでありまして。これは先ほど申し上げた昭和五十七年七月十七日に池田町、松川村が財団法人都市計画協会と二百万円を受託契約を結んだ成果品の修正なり一部である。

お尋ねをいたしますが、こういうものをたとえば都市計画協会あるいは日本造園修景協会、こういうところと契約を結んで、そこへ委託をしなさい、こういうようなことを本省の課長や関係課長や課長補佐がそのかして歩いてゐるわけですね。

そのかして歩いて、そして出てきた成果品は、いま言ったような状態であるわけです。私は現場をよく説明を受けました。ある課の課長補佐だか何か役場へ参りまして、町長や村役場の人を集めて、あるいは議員を集めて、黒板へ書いて、こういうようなぐあいにやるから、どうぞ都市計画協会だか日本造園修景協会へ行って委託をしなさい、こういうことまでやっているわけでありま

す。しかし、その成果品は、さつき言ったように、大町市においては都市計画協会の正規なものではないように私には受け取れますし、いま具体的に池田町のは、恒村則之なる個人が個人、平職員に対して報告書を出しているわけでありま

設けて、成果品を一年ないし二年かかって物にする、こういう形の作業が行われるわけでございます。いま先生御指摘の池田町あるいは松川村の場合につきましても、この都市計画協会の受託調査の一環でございます。したがって、都市計画協会からは間違いなく協会の名前で当該町または村に成果品は渡っているものと私は理解しております。いまおっしゃいました恒村某という人は、私が申し上げました分類の中では、都市計画のコンサルタントの専門家でございます。この人が成果品の説明を当該町に参りまして、恐らくその町で説明している段階で修正箇所があったのかと思

○加瀬政府委員 まず、都市計画協会でございますが、都市計画協会は都市計画に関する調査研究とか事業の促進、あるいは各種機関への建議等国際協力、あるいは都市計画に関する啓発、宣伝、調査、計画、設計の指導その他の業務を行っております。当然でございますが、この中に地方団体からの受託調査も含まれているわけでございます。

十二月に日本造園修景協会、これは業務委託で四百九十五万円、こういうわけです。同じようなところへ、これは恐らく建設省の担当の職員が何かが行って、同じように勧めて契約を結ばしたものである、こういうふうに考えます。これは明らかに、前の契約というものの成果品というものがさっぱり役に立たない、後は今度はまた造園修景協会に頼む、こういうようにしかわれわれには受け取れないわけで、これらの経過はどういうわけですか。

○小沢(貞)委員 局長、それがあって、一生懸命で勧めて、都市計画協会と契約を結ぶあるいは日本造園修景協会と契約を結べと言って懲憊したというのです。

そこで、私は局長にお尋ねをしますが、二つだけよろしい、日本造園修景協会は、過去五年ぐらいいよろしい、あるいは都市計画協会は、過去五年でよろしい、いかなる団体と契約を結んで、どれだけの収入で、そして両協会はこういう収支をやってきたか。これも委員長、資料でひとつ提出をいただい

私、そういうことを言うのは、これは公益法人でしよう。公益法人だから公益のためにやろう、こういうのが公益法人の設立の目的。そうじゃない。後で資料を出していただきますが、OBがそこで食っていかなければならない、OBがそこで給料をもらっていかねばならないので、本省の課長、当該課長、課長補佐が各団体へ出ていって、そのかして二百万の契約、四百四十五万の契約、そういうようにして仕事を要するに見つけてや

第一類第十二号 建設委員会議録第三号 昭和五十八年三月二日

得て之ヲ法人ト為スコトヲ得、こういうようになつていて、それらの監督は全部建設大臣の所管であるわけで、われわれいまのようないきさつを見てみると、あたかも自治体をそのかして、営利とまではいかなければいい、そういうことをやうつていられるように見えないうわけでは、これは監督はどうしますか。

○内海国務大臣 地方の市町村等におきましては、いわゆる専門的な調査とか設計とか成案をつくるだけの技術者あるいはそういう体制ができていないという市町村が全国には相当あるわけでございます。したがって、そういう計画を立てるときに、そういう機関に委託をして、そういう計画を立ててもらふというふうな形で行われてきておるものと私は解釈をいたしておるわけでございます。(小沢貞)委員、いや、監督はしっかりと質問をしていくわけですか、と(呼ぶ)もちろんそれは当然のことでございます。

○小沢貞(委員) やはり私たちの地元で、長野県岡谷市で鳥居平やまびこ公園の入札が行われて、これは信濃毎日新聞に出ておりましたので、私これに興味を持って見たわけですが、岡谷市が五十七年度から始まった大規模の公園整備事業について、一つは岡谷市から依頼を受けてマスタープラン等をつくったのはどこか。都市計画協会か、日本造園修景協会か、あるいはどこかでやっておりますか。これがわかつたら第一にそれをひとつ。

○加瀬政府委員 お尋ねの公園につきましては、基本設計を財団法人日本公園緑地協会が岡谷市から昭和五十五年四月十五日に受託して作成しております。

○小沢貞(委員) 幾らですか、金額は。

○加瀬政府委員 受託の契約金額は千三百五十万円でございます。

○小沢貞(委員) そういうものができ上がって、その成果品に基づいてかと思いますが、岡谷市はその工事をやるのに住宅・都市整備公団に事業を

委託したわけですか。

○田辺参考人 岡谷市からの要請によりまして、同公園の建設工事は、昭和五十六年度工事につきましては昭和五十六年十二月十七日付で、また昭和五十七年度工事につきましては昭和五十七年八月十二日付で、それぞれ委託協定を公団と結びまして、私どもが施工しておりますのでございます。

○小沢貞(委員) それは、市町村がそういう機能を——住宅・都市整備公団は持っていると思いますが、市町村が契約をして、契約に基づいて住宅・都市整備公団がやるわけですね。これは全部そうやらなければならぬようになっていくのか。それはその市町村の希望に応じて受託契約を結んで工事を実施してやる、こうなっていますか。

○田辺参考人 住宅・都市整備公団におきまして公園事業につきましては、内容的には二つございまして、一つは国営公園におきまして特定公園施設の建設、整備、管理でございますが、もう一つが、技術者が大変不足しております現状にかんがみまして、地方公共団体で技術者が不足しております場合には、その都市におきまして根幹的な都市公園の整備を公団に委託してやるケースがあるわけでございます。

○小沢貞(委員) この新聞に出た理由は何かと言ふと、予算が、事業費が、昭和五十六年度の工事分ではどうか。約一億九千万円の指名入札の結果、県外の者が大部分で、地元業者が入っていない。こういうことから問題を醸し出したようでありまして、三割も予算を余らしてしまつた。そこで議会で問題になったのは、積算基礎がずさんじゃないか、一体これはどういうことだろうか、これでもってしっかりとした工事ができるだろうか、こういうことが岡谷市議会でも問題になった、こういうわけですか。

○田辺参考人 当該年度の岡谷市の公園事業の予算は市の予算決定でございます、その範囲で私

どもに委託すべき額を市が決めております。

○小沢貞(委員) さつき聞くと、市には技術者がいないしよくわからないので、どこかへマスタープランなり何なりを受託契約を結んでやる、やつたわけでしょう。そして工事、技術者がいないというところで、あなたのところへ委託をするわけでしょう。そうすると、その予算の積算という一番大事な、最高の技術者がいなければならぬ、それを市が予算の積算をするわけですか。

○加瀬政府委員 積算につきましては、恐らくこれは私の推測でございますが、さきに申し上げましたように、公園緑地協会にマスタープランの作成をさきに委託しております。恐らくそのマスタープランに基づきまして、これは当該協会がやつたのがあるいはどこかに積算を頼めば大筋の金額が出ると思ひます。この積算の根拠としては、私の承知しているところでは、岡谷市の場合には県の積算と同じ数字を使っているという聞いております。したがって、県と同じような積算で当該公園に係ります予定価格が積算されているというふうに理解しております。

○小沢貞(委員) 私どうしてこんな質問をするかという、たとえばマスタープランや何かやる日本造園修景協会の役員には建設省のOBが入つていらつしやるわけですか。いま御答弁があつた田辺昇学さんも、五十六年九月十五日に財団法人日本造園修景協会へ公園緑地課長から要は天下つていって、その役員をやっているわけですか。その年から、今度は逆に委託を受けて工事をやる方は、住宅・都市整備公団で緑地の担当の理事として田辺さんはいらつしやるわけですか。そうしてその岡谷市なり何なり、ぜひ造園修景協会が都市計画協会へ頼んでやれ、こういう仕組みになつていくわけだ。それでこれを入札した箱根植木、いわくは大臣はわかっているでしょうけれども、そういうところが入札をした。第一回はうんと余らした。第二回目からもまたスムーズに入札をしていく、こういう仕組みになつていくんだ。これはOBが公益法人あるいは特殊法人に天下つてい

て、現役の後輩を使つて、修景協会だか都市計画協会に仕事をさせていって、設計なり何なりマスタープランやつてくれやと持つていく。そしてまた頼むところの市とか町に対しては、工事は住宅・都市整備公団と契約をしている。これは建設省の役人から勧められれば、地元の市町村というものは弱いもので、はあそうです、はあそうです、こう言うわけですか。そしていま聞いてみると、この積算は、まるで素人だと思ひやる素人にやらしている。工事は住宅・都市整備公団でやつている。あの仕組みがそうなつていくんです。ここに問題を起こす温床があり、私は現にここから問題が起つていくことを承知しているから、いま言つていくわけですか。

大臣、どうでしょうか。私は具体的に問題を起していることについても追及しようと思ひます。幾らでもできるが、これはここで大臣から、明確にこの仕組みを改めなければ、大体公益法人の監督は大臣だよ。建設省のOBが行つて実質的にやつている。具体的には、いまの田辺さんが日本造園修景協会の理事にこの間なつていつたばかりだ。そしてまた、その岡谷で仕事を頼むよ、こう言うのは住宅・都市整備公団だ。こへまた田辺さんが緑地関係の理事として行つていく。この仕組みだ。これは大臣、こういう仕組みを断ち切らなければならぬ、私はこう思う。大臣の方針を伺ひます。

○内海国務大臣 御指摘のような疑惑の起らないように今後指導していきたい、こう思ひます。

○小沢貞(委員) それではさらに具体的に私進めてまいりたい、こう思ひます。

大臣、新聞を。——お手元に差し上げた新聞は、建設省のある公園緑地の課長さんが現役のときに出版された新聞であることは、下の一問一答を見ればおわかりかと思ひます。見出しは「地元土産?国営公園 総選挙出馬含みの建設省課長」。問題は「誘致(省令改正も)、こうあるわけですか。私も詳しくは知りませんが、国営公園は関東地建の管内では茨城にすでに行つていっているので、同じ地建

の中では二つできない、そういう省令になつてゐるそうです。最初から四行目に、「この課長は『省令改正に努力する』と言つてゐるが、地元でも『現行省令を愛してまで強引に大公園を長野県に持つてこよう』というのは、建設官僚が公共事業費を私物化し、選挙を自分に有利にしようというねらいではないか」という疑惑が高まつてゐる。」

さて、いまの都市局長は、この時分の都市局長であつたのでしうね。それで、この新聞を見て、御本人に注意をしたか、あるいはこういうことをやろうと考えたか。

○加瀬政府委員 いまの記事の一部についての御指摘でございますが、当然こういう記事が出れば大問題でございますので、私は本人に意向をただしました。本人は、当然でございますが、こういうことは言つておらないと言つております。

なほ、ブロック一カ所という原則がその記事にもございまして、五十五年八月に都市計画中央審議会の答申で、国営公園を全国で二十カ所ほどつくれ、つくつた方がいいという構想がございまして、現在、省令に従つて広域公園は九カ所までできるようになつておりますが、御承知のように、四国とか北陸とかには広域公園がまだできておりません。そういう段階でございますので、四国なり北陸なりにでき、あるいは関東東プロツクの場合には、人口とか面積との兼ね合いでもう一つ二つあつてもいいのじゃないかという議論が出れば、省令の改正というのはまじめな意味で当然日程に上つてくるわけであります。

そういうことで、いづれ省令改正が日程に上つてくる可能性はございしますが、いわば長野県に云々ということとそういうことを言つたという事実は決してないというふうな本人から聞いております。

○小沢(貞)委員 それではこういうように確認していいわけですね。この記事に言われているように本人は言つてない、そういうことを局長は当時確認をしてあるわけですね。それで、全国一回り

した後の話としては可能性なきにしもあらず、こういうように理解していいわけですね。

そこで、昨年八月だと思ひましたが、この人は建設省をやめました。そして、やめた後かくもすばらしく早くこういうことがでるなど私はしみじみ思つておりましたが、十月二十七日に都市緑化・都市公園整備推進大会を長野県でやろう、こういう呼びかけがありました。文書が私たちのところへもあつたわけですね。そうしたら、ざつとばらんに私は申し上げますが、あああの人は選挙に出るな。前からこういうものが新聞に出てゐるものだから。ほかの代議士もみんな神経をとがらしておつて、これはあれじゃないか、都市緑化・都市公園整備推進長野県大会というやうなものを初めてやるのだけれども、選挙の事前運動ではないか。私の選挙区のある代議士からも電話がかかつてくる。こつちの代議士の方からもかかつてくる。ほかの地区の者からも、これは選挙の事前運動ではなからうか。これは事実なんだ。

それで、私その案内状を見たならば、来賓祝辞や都市緑化に関する報告、それから講演、大会決議、こういう式次第があるのだけれども、その講演をする人のところが案内状は空白になつてゐるので、私もそんなことにえらい神経使わぬでいいと思つたが問い合わせしてみたわけですね。そうしたら、きょうもいらつしやるでしようか、あなたの部下の都市緑地対策室長坂本新太郎さんの講演がある。ああそうか、それは全くそのとおりだな、こう私たちは理解しておつたわけですね。

これはわれわれもとても出席はできないから、みんなやめておつた。「五十七年十月二十七日長野市 岸北館二階ホール」こう書いてある。「第一回都市緑化・都市公園整備推進長野県大会」。そうしたら当日配られた議案書には、「都市緑化に関する報告 長野県の都市公園の現況について 長野県土木部都市・下水道課長 小林正一」それからだれかその下にある。「講演 長野県における緑の都市づくり 前建設省都市局公園緑地課長 何々。そしてその次には「緑と健康(公園緑地事業の将

来) 建設省都市局都市緑地対策室長 坂本新太郎」。これは坂本さんもおいでになり、建設省都市局の鴨澤康夫参事官も来賓として御出席であります。これは最初私たちが問い合わせたときには、その坂本さんしか講師じゃないと言ふものだから、これは事前運動じゃないな、こう思つておつた。ところが、当日配られたのは、建設省をやめてこれから選挙に出ようという人がちゃんと講演の講師になつて入つてゐるわけです。名前は私は申し上げないが、皆さんおわかりだと思ふ。

ここに唐沢先生もいらつしやる。同じ選挙区だ。社会党の下平先生も私と同じだ。さあえらい問題だといふので、三人で知事にこういう事前運動に役人が手をかしてはならないという抗議を申し入れました。十一月八日だと思ひます。そうしたら知事もそれに出て、おれもびつくりしてしまつたぞ、こう言つたわけですね。この一連の動きは、あなた方が手をかして事前運動をやつてゐる証拠ではないか。どうでしょう。

○加瀬政府委員 先ほどちよつと答弁漏れがございました。初めに追加させていただきますと思ひます。

先ほどの御指摘の新聞記事の中で、一億三千万円の調査費といふのがございしますが、これは当該年度の公園事業の全体の調査費でございまして、ある県の分ではないといふことをちよつと申し上げておきたいと思ひます。

それから、本人に對しましては、こういう記事が出たことについては、こういうことが書かれる以上は本人の言動に問題がなきにしもあらずだぞといふことで、嚴重に注意してございします。

それから、ただいまの御質問でございますが、昨年の御指摘の日に、これは長野県の行事として、おつしやるやうな都市緑化・都市公園整備推進長野県大会といふものを行つておられます。これは私も数年前から毎年十月に都市緑化月間といふものをしております、この都市緑化月間の行事として各県でこういう大会を催しております。この大会には、なるべく本省からもあいつ

に行つたり、ためになる話をしに行つたりといふことで、お手伝いに行くことにしております。その長野県の分が、おつしやいますように、あいつは私どもの参事官、それから講演を室長がしておるのは事実でございます。時節柄おつしやるやうな御理解をされる向きもあつたとすれば、私どもの不徳のいたすところで、大変申しわけないのでございしますが、決してそういう意味ではなく、まじめな緑化啓蒙思想の普及のために県が行事を行われる、そういうたものに対するお手伝いとして私も行つておるわけでございします。

○小沢(貞)委員 坂本室長は、私、みんなで調べたから、前の日に行くとかわかつてゐた。これはいま局長の答弁のとおりです。それしか講師はないかと言へば、ない。ただ、当日にはもうすでに印刷してこういうものが出てゐた。なぜ隠しておいて、その日に突然としてその人の名前を出さなければならなかつたかといふことは、すでにこれは事前運動だといふことはみんな理解してゐるから、わざわざ隠しておいてやつたものだ、だれだつて客観的にそう見るのではないですか。

○加瀬政府委員 参事官あるいは室長が掛けることについては、私も当然知つておりましたし、当日の大会でどのような資料が配られたのかは知りませんが、運営に誤解を受けるやうな向きがあつたとすれば、まことに遺憾でございまして、調べた上で、嚴重に注意しておきます。

○小沢(貞)委員 大臣、いまの一問一答でもよくおわかりだと思ひますが、公益法人、それから特殊法人、あるいは建設省の現役の役人、そういうものと、さらにもう少し私は追及したいが、造園建設業者、こういうものがぐるになつて選挙運動を現実に推進してゐるわけだ。私は岡谷のことしの入札から何から全部調べてみてあるけれども、そういうものが進められてゐるわけですね。これはことしの予算委員会の冒頭に塚本書記長が発言したそれを具体的に私は申してゐるわけですね。調べてみると、こういうお話のようですが、調べてみて、本当に建設省の役人——この長野県の第

一回の緑化大会には、造園修景協会長野県支部、そういうような人までみんな主催者に入っているわけですね。だから、そういうことで選挙運動を進めている、こうしか見えないわけですね。これは結果については報告があると思うが、これに対して大臣はどういうような措置を講じようとするか。

○内海国務大臣 具体的なお話はきょう承ったばかりでございます。よく調べた上で検討しなければいかぬ、こう思っております。

また、公務員につきましては、国家公務員法あるいは公職選挙法によって厳しい制約を受けておるわけでございますから、それを厳守するように、今後とも指導してまいりたい、こう考えております。

○小沢(員)委員 最後に、時間がありませんから、私は資料の要求だけをしておきます。

都市緑化基金、こういうものが数年前に創設されました。私もこれについていろいろ調べてみましたが、その緑化基金を扱う代理店五社を指定しているけれども、これは基金が指定されているようでありまして、そこでは大変な調査になると思っております。その代理店五社、指定しておる五社の――五社の名前を申し上げます。県営サービス、道営サービス、三資商事、大日本相互株式会社、地域サービス株式会社、この五社が都市緑化基金の代理店、こういうことになっております。

そこで、この五社の役員名簿、それからその五社の損益計算書、これは緑化基金の発足した数年前からのものでいいと思っております。この五社は何か緑化基金ばかりではなくて、官庁の関係その他いろいろ官庁と特別関係のある事業をやっているようでありまして、この会社はどの官庁や公団、その他政府機関のものを主に扱っているか、その扱い高の占める割合、大変な資料だと思いますが、その資料を御提出いただきたい。

○加瀬政府委員 先生の御質問で若干誤解があるといけませんので、明確にしておきたいと思ひます。

都市緑化基金がその業務の一つである植樹保険というのをやっております。植樹保険というのは、たとえば公園事業などの受注をする業者が、異常天候等で枯損等によりまして樹木がだめになつてしまふというような場合に、その損害をてん補する意味での保険がございまして、その保険についての、保険会社の代理店でございまして、基金の代理店ではなくて。

それから、念のため五十六年度の保険料が保険総額で九千万円、うち代理店収入四百五十万円ぐらいです。たとえばそのうち七割のシェアを持つている県営サービスという会社でも三百万ほどの手数料収入がございまして、御質問の中の、この緑化基金との絡みで、緑化基金ができてから損益計算がどうなつたかということについては、恐らく影響は皆無だろつと思ひます。

したがって、これは私も直接お願いしている会社でもございまして、保険会社なり当該会社の意向も確かめた上で、御返事したいと思ひます。

○小沢(員)委員 私、それは承知しているわけですが、基金ができて、損害保険の会社の幹事は安田火災でしよう、五社が指定されておる。それから代理店としての、いまの県営サービス、道営サービス、地域サービス、三資商事、大日本相互株式会社、この五つがあるわけですね。その五つの会社は中央官庁のいろいろのことをやつていらつしやると思ふから、緑化基金のその損害保険の扱いは少なくとも、これは中央官庁、政府機関と結びついてどういふ業務をやつてゐるか、その内容を知りたい。役員を知りたい。緑化基金から若干離れてゐるかも知れませんが、これははしかるべき機関で御調査をいただいて、御報告いただきたい、こういうことです。

○加瀬政府委員 先ほど申しましたように、年間わずか四百五十万円の手数料を払つて、これも損害保険会社が払つてゐるわけでございます。私どもとしては、本当にかかわり合いが少ないと感じておりますので、当該会社にこの緑化基金との絡

みを理由に資料を整えさせることについては、当該会社の意向も聞いてみないと御返事できない問題だと思ひますので、保留させていただきますと思ひます。

○小沢(員)委員 それはその後で結構です。この問題については、さらに資料等いろいろ要求してありますし、よく調査をしてというような答弁もありました。それで、私はまたはしかるべき機会に資料その他が提出されたならば、さらに追求をいたしますと思ひます。

冒頭申し上げたように、たとえば建設大臣が認可する公益法人、そこへOBが行つてゐる。それから特殊法人にも行つてゐる。それから建設省の役人がそれをうまく利用するようにそのかしてゐる。こういう一連の仕組みの中で、公共事業というものを私物化してゐるのではないか、こういうふうにわれわれには見えるわけですね、そういうことのないように、たとえば公益法人も休眠になつてゐるのが二百幾つもある中で、ただOBが巣くつてゐるだけの休眠の公益法人もあります。そういうものを一つ一つチェックしていただきたい。

それからOB同士が絡み合ひになつてゐるそれにメスを本当に加えていただく。その結果については、後日また大臣から報告をいただくようにしたいと思ひます。これを不返答の決意で私もやらなと思つております。大臣だつて体を張つてやらなければ、この問題はなかなか実現できない問題でありますので、最後にそれを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松永委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 まず最初に、住宅・都市整備公団の問題について伺いたいと思ふのです。

この問題は去る二月二十三日の予算委員会でも質問をいたしました。行管庁もその調査報告書の中で、最近の経済情勢や勤労国民の収入が伸び悩んでいるという実態から、公団住宅並びに公営住宅の必要性がとみに増している、こういう指摘を行っているし、また現に昨年の公団住宅の応募

率等を見ても、この間挙げた例ですが、板橋区にある光が丘パークタウンでは二十・九倍とか東大島駅前ハイツでは十二・三倍等々新規募集も非常に高い応募率を示している。また空き家に至つては、荻窪とか中野桃園町では三千六百五十四倍、その他二千倍を超している空き家応募率も多々あることも紹介いたしました。改めて今日この公団、公営の特に賃貸住宅に対する需要の大きいことを証明していることを申し上げた。もちろん、こういう数字をばれた数字のみを取り上げたのではなくて、年平均の応募率で見ても、五十四年が一・三倍、五十五年が一・六倍、五十六年一・五倍、五十七年は十二月までだけでも一・六倍。どこからどう見ても公団住宅の、とりわけ賃貸住宅の必要性は増大している。このことは政府、公団ともに確認をされたところでありまして。

ところが、公団住宅について見ますと、昭和四十一年から四十五年までの第一期五カ年では、計画三十五万戸に対しては達成率もよかつたのですが、第三期、昭和五十一年から五十五年になりまして、計画を三十一万戸に引き下げた上、その達成率はわずかに五二・五％、半分にしかなつた。現在進行中の第四期五カ年計画はどうかといふと、さらに計画そのものが二十万戸に大幅に下がつた。当然これを完遂しようと思へば、単年度計画では五分の一ずつ組んであたりまえでしよう。一年で四万戸になるんですね。ところが五十六年度は三万八千戸、五十七年度は三万五千戸、そしてただいま提案されております五十八年度予算案では三万戸ですね。これではどう算術計算しても、この計画が一〇〇％いったとしても二十万戸には達しないわけでしょう。公営住宅の方もほぼ同じような傾向になつてゐるわけですね。こうなつてきますと、何のために第四期五カ年計画を立てたのか、一体その責任はどうなつたのか、こう問わざるを得ないのであります。せめて政府みずから法律に基づいて出した第四期五カ年計画、これは完遂するという責任感がはつきりあらわれてしかるべきではないかと思ふのです。

ね。現在のこの単年度ごとの計画は無責任もはな

はだしいと思うのですが、大臣、いかがですか。

○松本政府委員 第四期の住宅建設五カ年計画は、五十三年の住宅統計調査をもとにいたしまして、その需要実態状況を勘案いたしまして計画を立てたものでございます。御指摘のように、公的住宅につきましては、特に公営住宅、公団住宅につきましては、その用地の取得難でありますとかあるいは住宅地関連公共施設の整備が厳しい状況にあるとかいうようなことで、現在のところはその達成率について厳しい状況にあることは事実でございますが、今後種々の施策を整備しながら何とか達成をしていきたい、努力をしていきたいというように考えております。

○瀬崎委員 私、計画は立てただけでも用地取得難等で建たなかった、この責任を追及しているのじやないのです。まず計画を立てる段階から、五カ年計画では五年間に二十万戸建てますというのをちゃんと公約しておきながら、五十六年も三万八千戸、五十七年三万五千戸、五十八年に至っては三万戸、計画そのものがおおよそ五年間やってみたって二十万戸にならないようなものになっている。これは政府として責任放棄に等しいじやないか、そんなことで住宅に責任を持つている大臣と言えるのか、こう聞いていますのですよ。大臣、どうです。あなたの答弁はもういいよ。大臣。

○内海国務大臣 目標に向かって全力を挙げる以外にないと思います。(瀬崎委員 目標が下がっているということはどう思う)とつぶやき、それはいろいろな経済事情等もあつてのことだと思ひますから、今後目標に向かって全力を挙げる以外にないと思ひます。

○瀬崎委員 まことに無責任なんです。建設大臣自身がそういう構えだから、これは初めから計画放棄なんです。そういう状況ですから、今日公団住宅の社会的に果たす役割、国民的に果たすべき役割はきわめて大きくなっているのです。ね。われわれはあのいまいましい戦争によつて最も

大きな被害を受けた国民の住宅を今日まで回復するに当たって、再建するに当たって、当時の日本住宅公団の果たした歴史的役割は非常に大きいと高く評価しているし、今日でもその使命は非常に重いと重視しております。

そこで、この間、世の批判を厳しく浴びているいわゆる未利用地問題、未入居住宅の問題あるいは保守管理住宅の問題について、本当に世間の批判にこたえるためには、その真の原因と責任を明確にする必要がある、こう言つて、恐らく公団住宅の職員からと思われる一通の手紙の一節を御紹介申し上げた。大体、土地は買ったけれども、利用もできない、転売しようにも売れることもかなわない。無理して建ててみたら高、遠、狭で入つてくれない。こういう土地がなぜ公団の手に入つていくのか、この不思議なんです。いろいろ調べてみれば、この間も申し上げましたように、ちゃんと公団には用地取得事務取扱規程というものがあつて、本間に読むのが煩わしいほどの膨大な細則もちゃんとつくつてある。しかも、買おうとする用地については、必ず、公団単独の価格評価ではいけません、専門の独立した不動産鑑定機関の評価をつけて、總裁あて、買つてよろしいかという申請をするんだ。いよいよ購入を決めるときには、改めて購入を決定してよろしいか申請せよという事です。それだけのことをしてあれば、普通はこんな膨大な、不良な資産を抱きかかえるわけがない。その不思議に答えたのが一通の手紙であつたわけでありまして、この間、その全容は御紹介しておりますから繰り返しません。要は、特に大企業などが調整区域などに抱えた土地、利用できない、これを何とか公団に売り込んでやろう。あるいは土地転がしのなれの果てを公団が引き取られるような場合、適正な鑑定評価が出たら買えなくなつてしまふ。だから、高目の鑑定評価に出ることを期待する。そこであらかじめ鑑定機関にサウンドする。つまり当たりをつけて、できるだけ高目の鑑定をしてくれぬか、そしてそういう粉飾した鑑定評価を鑑定機関に出してもら

う、これをマーケティングと言つてゐる。これは一通の手紙ですから、私もやはり真偽は確認してないといふとも質問できないといふので、複数の職員の方々にただしたところ、これは事実だ、最近ではこの取扱規程等も改正されて非常に厳格になつていらつしやると聞きまして、かつては、サウンド、マーケティングはもう幹部の指示であつたまゝのやうに行われておつた。こういうことを聞く。それが今日の不良な資産だ。この点について、先般總裁は、ありやうはずはないと思ひが調査してみよう、こうお答えになりました。調査すると言つてはありますが、どういふ内容の調査を行おうとしていらつしやるのですか、伺つておきたいと思ひます。

○志村参考人 過日、予算委員会でお答えいたしましたように、鑑定評価というのは公正、妥当のものでなければ、その存在価値がないのでありまして、本間に正しい鑑定をしない限り、鑑定士である資格が疑われるわけでございます。そのために、鑑定士相互で倫理規程と申しますか、そういうものについても厳しい自制をしているように私は承知いたしております。また公団は三社にお願ひしておりますので、一社が妙なことをするとすれば、それが直ちにわかるかつこうになつておりまして、過日も申し上げましたように、御指摘のやうなことはないと確認しておりますが、せつかくの御指摘でございますので、調査につきましては、当公団の監査室に担当させ、鑑定依頼手続とか鑑定額、取得価格等の調査の項目や調査方法について調べさせたい、かように思つております。

私は昭和五十年から宅地開発公団の責任者としてやつておりましたが、私の承知している限りにおいては、さやうなことはございませぬし、相当厳しい価格づけをしたのでございます。

○瀬崎委員 厳格な調査を実施して、同時に、はつきりすればその責任もきつちつとしてもらいたい、こう思ふのです。あわせて、今後その教訓も大いに生かしてもらいたいと思ひますが、これは行管庁がその調査で指摘していることですね。保

守管理住宅の五十五年度末までに要した累積利息百九十一億一千八百万円、一戸当たり直して百万円だ。これは結局、入居時点で家賃あるいは分譲価格に算入することになる。これを率にしたらどのくらい家賃を押し上げることになるのかという質問に対して、家賃の場合で言へば五・一％、分譲の場合で言へば四・七％、そういうお答えでした。行管、間違ひありませんね。

○上谷説明員 御説明申し上げます。繰り返しになりますけれども、家賃につきましては約五・一％、それから分譲価格につきましては約四・七％というふうな返りはね返りになるといふ点、先生ただいまおつしやたとおりでございます。

ただ、先日もしかし推計というふうになつておりました。私は記憶しておりますけれども、これはあくまでも一つの試算でございます。実際に家賃を算定いたします場合には、より正確な原価計算の上に立ちまして、その他いろいろな事情を勘案しまして決定をするというふうな承知をいたしております。

○瀬崎委員 推計にしろ何にしろ、結局、住宅を建てたはよいが人が入つてくれないために余分の金利がかかつて、それが入居する人に少なくとも五％前後家賃値上げになつてはね返る、これはゆゆしき事態であることには間違ひないと思ひます。

次に、同じく行管庁の報告によれば、未入居住宅及び長期空き家による収入減相当額が五十九億三千百万、管理経費は九億六千万、こう言われております。これもこの間、質問を一応してあるのですが、では、人は入つてくれないけれども、収入はなくても、減価償却は当然必要になつてくるわけですが、この減価償却費相当額は経理上どうなつてゐるのかという質問をしたら、これは各種引当金を充当している、こうお答えでした。この各種引当金とはどういふ種類の引当金なのか。同時に、この引当金の出所は一体何なのか。どこから出てくるのか。もっと専門的に言へば、相手

ておるわけじゃございません。一日も早くそういうものがなくなるように努力をいたしたい、かように考えております。

○瀬崎委員 私に質問には答えていないのですよ。いま問題は公団家賃が大幅に上げられようとしている。それも五年前に上げたところのなにもたでありまして。二倍近くに上がるようなところも出てくるんじゃないかと考えられるのでしょうか。だから、いま起こっている未入居とかあるいはまた未利用地、こういうものが果たして入居者の責任で起こったのだろうか、こういう疑問を呈したわけなんです。

同じような疑問は、やはり行管庁の報告にも出ておると思うのですよ。行管庁の指摘はこう言っておるでしょう。なお家賃、分譲価格が高額化し、中堅労働階層の負担を重くしている。回収資金のコスト低減の努力とあわせて家賃、分譲価格の抑制を図るために、次の事項を実施しなさいとして、第一に、用地取得方法の改善、第二に、建設工法等の改善、第三に、関連公共施設等の負担の軽減、第四に、事業の早期施工、第五に、家賃の低減努力を払うこと。家賃を上げなさいという話はどこにも出てないのです。これはやはり政府と公団の責任で実行すべきことばかりが指摘されているんじゃないかと思うのです。

これは公団総裁並びに建設省からそれぞれお答えいただきたいと思うのです。

○志村参考人 私どももいたしましたが、公団のお入りいただく階層が中堅労働階層と考えておりますので、その方々の月割り額の所得の一五、六%程度の家賃になるように努力をいたしてあります。現実に公団設立以来、平均としましては大体その線ですとっております。最近におきましては、利子補給金の増額をお願いしたり、われわれ自身の経営努力もいたしたりしまして、中堅所得階層の一五、六%の家賃に平均的にはとどめていけるわけでございまして、その努力はいたしておりますが、片や古い住宅につきましては、建設年度が古いとか規模が小さいとか、設備の問題について

て新しいものとの比較はできませんが、その当時建った住宅の家賃は、当時の中堅所得者層の一五、六%の家賃でございまして、その後所得もずんずん上がつてまいると、少ないものではたまたまの中堅所得階層の所得の三%程度、一万円台の家賃の住宅が二十数万戸あるという状況でございまして。公的住宅でございまして安いのにございまして。これは正すべきであらう。しかし、これにつきましても、そんなに高い、現在供給されているような家賃にまでしようというのじゃなくて、激変緩和措置等を考え、またお支払いのむずかしいような生活保護を受けなければならぬような方々に対する特別措置も考えていく、かような次第でございまして。

○瀬崎委員 いま公団総裁は、結局むしろ家賃は安いんだ式の話をされている。公団総裁自身がそういう構えであるから、居住者の間でもいろいろと対立、矛盾も起こってくるんじゃないかと思うのです。先ほど私が言ったことは、行管庁が数項目の、家賃とか分譲価格の低減に努めるために次のことを実施しろと言っている内容について、これは本来公団や政府が責任を持たねばならないことじゃないか、こういう質問をしたのです。それについてあなたは全然お答えになっていないのです。全然公団の責任というものを感ぜていないのですか。行管庁の言ったことについては勝手に言っておれ、こういう考え方なんですか。その点をはっきりさせてください。

○志村参考人 行管庁の御指摘は、われわれも常日ごろ心がけておることではございまして、建築費もなるべく安く、いいものができるように、土地もできるだけ借地あるいは賃借住宅等によつて空中権を取得するというような方法を考えると各般の施策は講じております。

○瀬崎委員 弁解ばかりしているのですが、行管庁に聞きますが、行管庁の指摘の中には、先ほど来挙げました不良資産ですね。こういうものに係る一用地費、建設費及び建設期間中の支払利息等

は、公団の財務諸表では建設仮勘定に資産計上され、営業損益に關係のないものとなつており、これらの資産が公団の経営に与える影響は把握し難いものとなつてゐる。「未入居住宅及び長期空家に係る収入減相当額は、一般の会計制度において当該年度の損益計算書には計上されないものとなつており、年度の経営成績として把握し難いものとなつてゐる。」こういう指摘があります。私は何となくの機関が民間企業並みに扱えなどとは毛頭考えておりませんが、しかし、いまのような総裁の答えが出てくると、行管庁にどうしても答えていたかなくてはならないのですが、いろいろとお調べになつたそういう不良資産にかかつているむだな金利、むだな管理経費、総額で見当どのくらいあるとお考えですか。

○上谷説明員 御説明します。

総額につきましては試算もいたしておりますので、ちよつと御説明申し上げかねます。

○瀬崎委員 公団としてはつかんでおりますか。あるいは建設省としては、行管が指摘しているようなああいう不良資産に係る経費がどのくらいかかっているのかつかんでおりますか。

○松谷政府委員 総額については把握しておりますが、たとえば先ほど来お話のありました保守管理住宅にかかる利息相当額が五十六年度末で百五十二億あるという個々の項目については把握しております。

○瀬崎委員 大臣、これから家賃を上げようとか、大臣が早々とそれを認めるのかどうかというような話が出てくるのですが、現在の公団の全体の姿、いろいろと指摘されているこの未利用地あるいは人の入っていない住宅、これにはむだな費用がついて回つてゐるのです。金融会社だけをもうけさせてゐるような費用もあるのです。しかし、その実態全体を行管もつかんでなければ建設省もつかんでない。こういう状況のもとで家賃を上げるのどうするのと言いますか。考え直していただきたいと思ひます。

○内海国務大臣 私はまだ上げるとも下げるとも

申し上げておりません。申請が出た時点において、委員会の皆さん方の御議論を十分踏まえて検討したい、こういうことでございまして。

○瀬崎委員 ではいまのような公団の実態がまず明らかになることが先決問題。それから、先ほどサウインドとかメイキングとかいろいろ指摘が来ているでしょう。調査すると言つていますね。そういうようなこともちゃんと結果が出て、こういう皆さんの経営の原因と責任が明確になる、そういうことがまず家賃問題を考える前提条件だ、このことは約束できますか。

○内海国務大臣 私は就任以来、公団に先ほど来御指摘のことを早く解決するようにと強く指示をいたしております。

○瀬崎委員 この間建設大臣の考えを伺いました。開き直りの答弁でしたが、そこで総裁の方に伺つておきたいと思うのですが、実はこういう皆さんの経営のいわゆる幹部の責任、特にあの手紙には、現在団地サービスマンをしてゐる南部さんの名前まで指摘して、建設省から公団に天下つて公団の総裁をやつて、こういう不良資産をたくさん買ひ込んで、それで今度は団地サービスマンの社長だ、こんなことが許されるのか、職員が一生懸命苦勞しているときに、こういう天下り人事は正すべきだという指摘があつた。いろいろ調べてみたら、行草だといつて日本住宅公団と宅開公団を合併して、現在の住宅・都市整備公団にした。ところが、その結果は逆に天下り役員が圧倒的にふえてしまつた。きょうはもう数は繰り返しません。その上、今度は公団から団地サービスマンに対する天下りも大きくふえて、団地サービスマンの役員約八割が公団からの天下りでした。同時に、公団が発注している大口建設会社、そこへも大量に天下つてゐる。過去三年間の受注上位十社、これが十六社あるのですが、そのうち公団からも建設省からも天下りの入つてゐない会社は三つしかありません。この事実も指摘しました。公団総裁として、公団の幹部が団地サービスマン——事実上団地サービスマンは公団幹部の天下りポストをつくつてゐるよう

な会社になっていますが、こういう実態、あるいはそういう取引先へ公団幹部が天下つていく、こういうことについて社会的、道義的に見てどうにお考えですか。

○志村参考人 民間等におきまして住宅問題とか都市開発の問題というのは大変大きな課題になっておりまして、それぞれにつきまして非常な能力を持っていて、知識を持っている者をぜひ欲しいといった場合には、公団を退職した者もそこに参るのにはやむを得ぬではないか、かように考えます。

○瀬崎委員 問題は、私が言っているのは、そういう責任問題を起こした公団の役員が団地サービスの社長でこのようにしている。いろいろ批判がある。こういうことが許されるのかと聞いているのに、全然それに答えないですね。こういう状態だから、きょう後ろに傍聴にきていらつしやる方々も相当怒りに燃えていらつしやると思いますし、私もはそういう状況のもとで生まれたりするなずさん経営のしわざを家賃にかぶせることは絶対許せない、こういうことを明言しておきたいと思ひます。いま申し上げましたように、この問題には今後本委員会としても検討しなければならぬことが非常に多いと思ひます。ですから、いづれ適切な時期に、公団住宅の問題については、公団住宅に住まわつていらつしやる方々の代表を招いて集中審議をやる、そういう配慮を委員長にお願いを申し上げたいと思ひます。

○松永委員長 審議の仕方についてまでは約束できませんが、出た場合において、委員会では議論をするということは、理事会で申し合わせがなされております。

○瀬崎委員 公団の問題を以上で終わりました、次に建設業の許可制度の見直し問題について伺いたいと思ひます。

建設業許可基準の見直し問題については、昨年三月、中建設に諮問されました。そのときに行管庁から規制行政の簡素合理化に関する総合調査結果報告書の建設業許可制度に関する部分が添付されております。

建設業許可制度というものは、原則、建設業を営む者は許可をとらなければならないのだ。ただし例外として、軽微な工事のみ、たとえば建築一式の場合は、六百万以下の場合には許可をとらなくてもよい。許可をとらなくてもよいが、許可をとりたというならあえてそれは拒まない。条件さえ整つておれば、たとえ軽微な工事しかししない人にも許可を与えますよ、こういう制度になっています。

○永田政府委員 御指摘のとおりでございます。○瀬崎委員 では行管庁に伺いますが、行管庁は、いわゆる将来的には登録制を導入すること、それから当面は無許可の範囲の拡大、こういうことを改善意見として出しました。ということは、将来的には結局大きい業者は許可、中ぐらいの業者は登録、そして小さい業者は無許可、こういう状態を想定しているのではないですか。

○塩路説明員 お答え申し上げます。先生御指摘の、私どもの調査、規制行政の簡素合理化に関する調査の中の建設業に関するものでございまして、私どもの調査によりますと、現時点では五十万を超える業者が一律に規制されている。これをいまお話しございましたように、登録制を導入する等の規制の緩和を図ることにはしてどうか。検討してはどうかというのを指摘いたしております。もしそういった登録制ということとを仮に導入するといふとすれば、確かに二つの区分に現在のはあると思ひます。

それで、いまの御質問の点でございますが、現在の許可制のもとにおきまして、一定水準以下の業者は許可を要しないということになつておりますが、その点につきまして、私ども自身は特にこの調査結果におきまして変えるとかどうとかというようなことは申し上げておらないつもりでございます。

○瀬崎委員 ところが、おたくの調査報告書の中にはこういうことも書いてあるんですね。「軽微な建設工事のみを行う業者は、許可の適用除外と

されているが、これらの業者が許可を受けることまでも排除するものではないから、本来許可を要しない」とされている。小規模等細業者も……許可を取得している場合が多い」とか、「現行制度では、軽微な建設工事のみを請け負う小規模業者であつても、許可申請を却下することはできず、現行の許可制のままでは、いくらか軽微な建設工事の範囲を引き上げても許可業者の減少につながらない」とつたり許可が要らぬ業者でも、許可をくれと役所へ言つてきたら、役所の側は断れない、だからなんぼでも許可がふえるのだ、こういうことをちゃんとあなた方は書いてあるんですね。ということは、裏返せば、では法律でこの線以下の軽微な工事しか実績を持っていない人は、あなたは許可はとれませんよ、許可を申請してもこれを断れるようにしろ、法律上きちんと線を引け、こういうことを意味しているのではないかととれるのですが、いかがですか。

○塩路説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のような記述があることは事実でございます。私どもの報告書におきましては、いま御指摘の点につきましては、一つは実態というものの一部として記述いたしてございまして、それからもう一つは、都道府県の方の意見の記述の一部として記述しておる次第でございます。先生御指摘のような誤解と申しましようか、そういうような読み方をされるような面が記述の仕方にあつたという点は、私どもの記述の不十分点であるということと御理解をいただきたいと思ひます。

私ども自身といたしまして、この部分につきましては、軽微な建設工事の基準が昭和五十二年以来据え置かれておまして、建設費等の実情から見ても、むしろ許可を受けずに建設業を営み得るような範囲が、建設費の値上がり等の結果として事実上縮小されている。こういった実態を見まして、かえつて逆に規制強化になつていゝんではないかということから基準の引き上げという点を指摘しているわけでございます。したがらしまして、

先生御心配のような軽微な工事のみの実績しか持たない業者につきまして、許可の取得を法的に規制しようというふうなつもりは全くございませぬ。

○瀬崎委員 規制を強化するという気持ちは毛頭ないと言ふんなら、大体零細な業者が別に無許可でできる工事の基準を引き上げてくれとも何とも言つてないのですよ。現行の方がよいと言つていゝるのだから、そういうよいいなおせつかいをしないう方がよいと私は思ふのです。

そこで、これまでも私は何回かこの問題を指摘しているのですが、問題点をまとめておきたいと思ふのです。

まず第一は、建設省もいろいろこれについては改正を目指している。行管庁もいま言つた改善意見を出している。その根拠にされている調査そのものに問題があるということなんですよ。

それで、いま委員長の方に了解を得てお手元にお配りしている資料をごらんいただきますとわかるのですが、左側が行管庁が行つた調査、右側が私が行つた調査なんです。A県というのは宮城県なんです。これは比較の場合大きな相違の要素ではあります。これは許可の審査に当たつては職員数が、行管の調査も私の調査も四人ずつで合つております。一人の職員が一日当たり処理しております件数は、右端にありますように、行管庁で言えば二・三件、私の調査では一・九件、これは二年間のずれのために扱い件数が減つたためと思われまして、本質的な違いはないです。次のB県というのは東京都ですが、これについても同じようであります。次、埼玉県ですね。これなどは、行管調査では一人の職員が一日四・七件処理していることになつていゝるのだけれども、私の調査では二・八件であつた。それから富山県の場合とかE県、京都府、F県、山口県、こういう場合は、それぞれ出先機関、つまり土木事務所等とちゃんと受け付けて実質審査をやつていゝるのに、行管庁の調査では、それを全然職員数に入れてな

いわけです。したがって、本庁の職員だけで一人が一日にどれだけ件数を処理しているか出したからばらばらに高い数字が出てきて、もういかにせわしくて、忙しくてまともな審査なんかしてないような、そんな表が出てきたのです。ところが、私が調査したのをごらんいただきましておわかりのように、富山県の場合ですと、行管調査は二人の職員となつていますが、実際には十人の職員が、京都府の場合、行管庁は三人の職員が、こんなことはないはずなんです。私の調査では十人が、それから山口県の場合、行管庁の調査では四人となつていますが、私の調査では十八人がそれぞれ審査に当たっている。こういう根本的な相違というか、行管庁の方が明らかにこれは間違いだと思ふのです。だから、こういう間違つた調査結果をもとにして、まともな審査が忙しくてできないから、行政簡素化の立場から、事務量を簡素化するために登録制を導入するだの無許可の範囲を拡大するだの、これは間違つた結論になつてしまふわけですね。われわれのこういう指摘によつて、建設省も昨年調査をされたようなんですが、建設省の調査は業界紙等でわれわれは知つただけなんです。全国平均して十三・四人の職員が許可の事務に当たっている。それに臨時が二・四人かかっている。合わせまして十五・八人。ですから、この建設省の調査からいっても行管庁の調査とは大きく違いますね。行管の調査ですと、六県調査して四十一人ですから、一県当たり七人弱というわけですから、半分以下になつてゐるわけです。この建設省の調査というのはどういう方法で行われたのか、それから建設省は行管庁の調査結果をどう見てゐるのか、答弁願います。

○永田政府委員 お答えいたします。

私どものところが調べたのは、事務担当者が事務連絡として各都道府県に、この事項以外いろいろちよつと参考までに聞きたいことがあつたので、事務連絡として文書で出してとつた調査でございます。

それから、行管の調査についてどう思つてゐる

かという話でございますが、御指摘のように、行管の調査は全数の調査ではありません。ただ、行管の意見として、せつかく改正についてどうこうしたらどうか、こういう意見がございますので、私も十分参考にさせていただく、こういうつもりでございます。

○瀬崎委員 その建設省のやつた調査というものについてわれわれは事前に内容の説明を求めたのですが、これは公表しない、こう言われたのです。なぜですか。

○永田政府委員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、事務担当者が、一応上の方もよく審査せずにとつた話でございますので、余り責任が持てない面もあるのじゃないかというところで、それが表へ出て全く正しいものとして受け取られるのは困るという見地から差し控えてもらつてゐるわけでございます。

○瀬崎委員 大臣は建設に非常にお詳しいからよく御存じだと思ふのですが、われわれはこういう全面許可制がいいとはちつとも思つてなかつたのです。だけれども、十年前に当時の中野審が二年ばかりで審査した結果、現在の全面許可制をしいたわけですね。十年たつてようやくこれは社会に浸透して、建設業者と言へば大も小も全部許可を持つてゐるものなりと、こういうことが非常に常識化されてしまひましたね。これは行管庁の報告も指摘してゐるうちに、まず入札資格を取らうと思つたら許可業者でなきゃならない。それから第三に、金融機関でお金を借りようと思つたら許可を持つてないと有利に借りられない。それから第三に、建設省自身の元請に対する行政指導が、下請はできるだけ許可を持つてゐる業者を使いなさい、こういうことをやつてきたから、いやでもおうでも許可を取らざるを得なくなつた。こういうときに、いかに経済情勢が變つてゐるからという理屈をつけてみても、改めていま許可の業者が登録になつたり無許可になつたりしますと、お施主さんから見れば、ああ格下げされたな、そういう認識を持たれるに決まつておつて、だから、こ

れは皆大変だと心配するわけなんです。そういうときに、いろいろ改善意見なり改正意見が出るのはいいけれども、そのもとになつてゐる調査が、行管庁の調査は実態を反映してゐない。間違ひがあつた。建設省の調査は調査で、いま局長が話されたように、必ずしも責任を持てるものではないから公表はしかねるという内容でしよう。こんなもので議論してゐるとしたら、これはまた土台がないわけなんです。そういう意味で、こういう問題については、自治体の側も十分調査する。業者側、零細業者の意見もよく聞く。そういうこともしながら慎重の上にも慎重に検討すべき問題だと思ふのです。その点を大臣に御答弁いただきたいと思ふのです。

○内海国務大臣 御指摘のように、業者自体の死活の問題にも関係の深いものでございますから、慎重の上にも慎重に取り扱いたいと思つております。

○瀬崎委員 まだちよつとこの許可の問題では聞きたいことがあつたのですが、時間の関係が有りますので、もう一つの問題、これは滋賀県の琵琶湖文化公園都市構想に基づく開発事業、その中で起つてゐる問題について質問したいと思ひます。

この琵琶湖文化公園都市構想の舞台になつてゐるところは、かつて本委員会でも私が何回か取り上げた、当時上田金脈とよく言われておつたのですが、上田建設グループが、田中金脈になつたのかどうか知りませんけれども、土地転がしをやつたその舞台になつたところなんです。いわゆる上田建設グループの中で土地転がしを行い、それをさらに飛鳥建設グループが引き取つて、その中で転がした上、滋賀県土地開発公社に高い値段で売りつけた。しかし、大きな社会問題になり、国会の追及等もあり、また建設省も当時としては適切な行政指導も入れられたと思ひますが、契約は解除されて、結局飛鳥グループがその土地を抱えることになつた。その飛鳥が現在この地域で住宅団地の開発に乗り出している、こういうふうな次第

第になつてゐるのです。これは当時の飯谷建設大臣もこういう答弁をされたことがあるのです。「そういう疑ひを持たれることはまことに遺憾なことであつて、今後そういう問題を絶滅するために努力しなければならぬことは必要であるし、そのために必要な行政措置をとることは必要だ」と言つて、いろいろ建設省も手を尽くされたといふわけがあります。

現在、昨年の十二月十七日、滋賀県議会で「琵琶湖文化公園都市基本計画について」というものを決めてゐるわけですね。その一環として、大津湖南都市計画事業湖南丘陵岡本土地地区画整理事業というのが飛鳥建設グループによつて進められております。事業主体は飛鳥都市開発株式会社、元請が飛鳥建設でありまして、全体で百九十二万平米、人口二万の宅地開発であります。第一期工事が現在進められてゐるのですが、これは三十二万八千平米で、七百八十戸を予定してゐるのです。

計画人口三千二百二十人で、小、中、それから保育園、幼稚園、市民センター、集会所、派出所等々の公共施設も張りつく予定になつてゐるのです。この中に現在、樹木を伐採してしまふものですが、そのかわりの調整池がつくられてゐますが、これに住宅地関連公共施設整備促進事業費が投入をされております。総額十億円なのですが、五十五、五十六、五十七年の三年間にわたりまして、そのうちの四割、四億円がこの関連公共の補助金なんです。実は、この調整費を含めて、今日までこの五十五、五十六、五十七の三年間で、その飛鳥関係のこの開発に対して、関連公共の補助が十六億も投入をされてゐるのです。この五十五、五十六、五十七、三年間の滋賀県に割り当てられた関連公共の総額は幾らでしょうか。

○永田政府委員 お答えいたします。五十六年度は十五億五千五百五十万でございます。五十七年度は十五億六千五百五十万でございます。五十七年度は十五億六千五百五十万でございます。五十七年度は十五億六千五百五十万でございます。五十七年度は十五億六千五百五十万でございます。

○瀬崎委員 つまり三年間に滋賀県に割り当てられた関連公共の補助総額が四十九億で、そのうち

の約三分の一、十六億がこの飛鳥関係一カ所に集中されて、そのうち調整池だけでも四億円の補助がつく、こういう状況なんですね。こういう調整池などに関連公共の補助がつくというのは、一般的にはあり得ることなんですか。

○永田政府委員 お答えいたします。

もともと関連公共事業費と申しますのは、通常の公共事業の予算でやっていてはなかなかうまくいかないというものを、この関連公共事業を充てることによって早急に宅地開発に資するという目的でやられたわけでございまして、その上に、この場合は特に一カ所にかなり集中的に投資し得るというメリットを持っておるわけでございます。したがって、滋賀県全体の関連公共事業としては割り切りの大きいんじゃないかと御指摘は当たらないと思うわけでございます。

○瀬崎委員 しかし問題は、全国で一億しか枠のないこの貴重な関連公共の補助をともかくにも額としては相当大きく張りつけられていることは事実なんですね。私はきょうはそのことは是非を論じようというのではないのです。そういう一定の公共性もあるという、そういう性格のものであることをこれは裏づけられているというわけですね。

実は、問題はここから先なんです。いま第一期工事が行われているのですが、元請はさつき言ったように飛鳥建設。その一工区、三工区については山善建設が第一次下請なんです、二次下請を湖南土木という本場に小さな零細企業がやっているのです。宅地造成の附帯工事、それから調整池の一部の工事をやっておりまして、一億二千万の出来高に対して、まだ私は精査中でありまして、約一千万ちよつとの大きな赤字を出したわけなんです。山善に対していろいろと救済措置を求めたのだけれども、一次下請の山善は、飛鳥から非常に安く単価を抑えられているので、ないそでは振れないということになる。そのために、事実上二次下請業者は経営が行き詰まってきて三次以下に對して実質不払いが生じてくる、こういうふうな

残念な事態になってきているのです。

きょうは時間が来ておりますので、詳しいことは、また別途建設省の方に資料とともに提出いたしますが、工事開始に当たって請負契約書がつくられていないという問題がまずあるのですが、これはたとえば例溝工事とかガレージ工事、まさに附帯工事の寄せ集めなんですね。したがって、たとえばU型例溝三百の三百、これはメーター一万三千九百円、こういうふうな単価計算が行われる。あるいは例溝集水ますU三百、これが材料、工事費込みで二万九千八百八十円と計算されている。あるいはのり面保護工事の場合でも、これはブロック積みなんですけれども一M青の場合ですと、材料、工賃含めて一万三千六百円、二C青の場合ですと一万四千四百円、こういう計算がされるのです。私も現場へは二回ほど行っているのですが、もともと小さな池といいますが、沼地みたいなところを地上げして、その後そういう附帯工事をやっているわけですから、大変な難工事、やり直しもたくさんしなければならぬ。材料も一たん積み上げたブロックがまた割れてしまう、手戻り工事も多い。しかも材料は、全部飛鳥及び山善の支給で、清算のときにみんな代金は差し引かれるわけなんです。だから、予定以上にブロックが割れたらいろいろつぎ込めば、そういうものも全部差し引かれてしまうわけですから、全部工賃の方へしわ寄せがいくというふうなことがこういう大きな赤字と不払いが起こってきた原因なんです。

一方で、先ほどのように、国もいろいろな補助金を投入して援助しているような公共事業である。その中でこういうふうな下請に猛烈なしわ寄せがいく。なぜか。それは先ほど言いましたものと上田・飛鳥グループの転がし地であったということが尾を引いていると思うのですよ。

といいますのも、大体これは当時の鑑定価格で三・三平米二万円ないし二万四千円程度の土地だったのですが、これを飛鳥グループが上田グループから買い取ったのが三・三平米当たり五万六千

円前後。これを今度公社に飛鳥グループが六万円弱で売っているわけですね。それで利ざやを稼ごうと思ったのだけれども、それが世論のいろいろな批判でうまくいかなくなって契約が解除になって飛鳥が全部引き取らざるを得なくなった。何せ飛鳥は当時の公示価格二万円ないし二万四千円程度の土地を少なくとも五万円以上で引き取らざるを得なくなったと思うんですね。そういうところから、いろいろと国にも無理を頼んで、そういう補助金をつけてもらおう、同時に一方、下請にもしわ寄せをしてというふうな感じになってきていると私は思うのです。

建設省に要請したい点は、私はいま具体的に一つの社の名前しか出しませんが、他にも二、三社二次下請段階で同じような運命に遭遇しつつあるわけなんです。このままこの大規模な工事が行われますと、泣かされるのは全部下請になります。それでとやあえず、建設業法では、不当に低い請負代金も禁止しているし、またいわゆる発注者の地位を利用して使用資材の購入強制の禁止ということもあるし、そういうことにもひつかかる可能性もある。あるいは建設省が下請負人の保護についてという通達を出していますけれども、ああいうのは、当然行き詰まって不払い等が生じないようにいろいろと元請は援助すべきだ。ところが逆に援助を拒否しているというふうな問題もあるのです。

そういう点で、やはり建設業法に基づく救済措置を建設省はちゃんと指導してもらいたい。これが一点と、それからそういう土地転がしのしわ寄せを下請業者にとってくるのはもつてのほかで、もし飛鳥がやっていけないというのなら、土地転がしをやったグループの中で話し合いをしてそれは解決すべき問題だ、こう思うので、こういう全体についても今後下請へのしわ寄せが起らないような行政指導を調査してきちつとお願いしたい。

この答弁を求めて終わりたいと思います。
○永田政府委員 ただいま初めてお聞きする話で

ございます。調べてみますが、元請、下請の関係というのは商売上の取引の話でございますので、よくよく実態を調査した上で対処いたします。

○松永委員長 甘利正君。

○甘利委員 今回の不況は大変長引いておるわけでございます。昨今になりまして、原油の値下がり等の情報もあるわけでございますが、これを織り込みましても、急速に景気が回復するわけにはまいらないのではないかと、このように私は考えるわけでございます。そこで、建設省は、昨年に引き続き財政投融資の活用により所要の事業費の確保に努められたのでございます。

私はここで申し上げたいわけでございますが、財政投融資の資金、これもなかなか厳しくなるのではないかと、このように思うわけでございます。この場合、将来にわたりますては、民間資金の導入ということについて考えておられるかどうか、この点をお尋ねするわけでございます。

○豊蔵政府委員 御指摘のとおり、五十八年度の予算におきましては、財政の非常に厳しい折から、公庫公団の事業等につきまして財政投融資を重点配分をいたしまして、その事業量の確保を図っておるところでございますが、その公庫公団の事業におきましても、縁故債等民間資金も活用いたしまして事業費の確保を図っておるところでございます。今後これらの事業を推進してまいります場合には、財政資金の状況等も見ながら、民間資金の活用も図ってまいりたいというふうに考えております。

○甘利委員 次に、国土計画の推進についてお尋ねをいたします。

建設省は定住構想、田園都市構想等々の幾多の構想をお持ちになっておることはよく存じておるわけでございます。これは所管は国土でございますか。——そこで、定住計画が実施の段階に入っておるとのことでございますが、その段階はどの程度でございますか。簡明にお教え願いたいと思います。

○川俣政府委員 モデル定住圏計画の進捗状況に

つきましてのお尋ねでございますが、モデル定住圏計画は昭和五十四年度で四十圏域、五十五年度で二圏域、五十六年度でさらに二圏域、合わせて四十四圏域において計画が策定されております。これらのモデル定住圏計画の柱になります特別事業、これを強力に推進いたしますために、各府庁の積極的、優先的な措置をお願いするという立場で関係十七府庁で構成する定住圏推進連絡会議というものを開きまして、関係府庁におきましてその趣旨を十分御理解いただき、特別事業がスムーズに進行するように配慮してあるということでございます。

それぞれの定住圏におきます特別事業の進捗状況でございますが、五十七年度までに予定されております事業量の約九割が実施されておるということでございまして、今後とも関係府庁の協力を得ながら、モデル定住圏整備に一層努力をしてまいりたい、かように考えております。

○甘利委員 次に、土地対策の推進についてお尋ねいたすわけでございますが、農住組合制度はその後活用されておるかどうか。特に南関東の状況はどんな状況でございましょうか。もし進んでいないとするならば、条件緩和が必要ではないでしょうか。面積要件あるいは農地の割合の要件あるいは農地の連担の要件等の緩和が必要ではないでしょうか。これをお尋ねすると同時に、調整区域の開発について五ヘクタール以上の開発等には農住組合制度の手法をお使いになったかどうかのことは私に思いますが、いかにお考えでしょうか。

○小笠原政府委員 お答え申し上げます。

農住組合につきましては、昨年首都圏と近畿圏にそれぞれ一つずつモデル組合ができたわけでありまして、首都圏について申し上げますと、第一号が埼玉県の土尾にできた組合でございまして、これが区画整理事業の認可を終わりました。最近区画整理の造成工事に着手をしたというところでございます。このほか五十八年度に東京都の稲城市、三鷹市、町田市あるいは足立区、それから横浜市、緑区などにおきまして数カ所設立を目指し

て種々検討が進んでおります。

この制度は、御案内のとおり、まずその農地所有者が関係者全員の合意を得て土地利用計画と住宅建設計画を決める、それから組合の設立をして事業に着手するという制度になっているわけでありまして、若干おくられているところ、いろいろ事情がございまして、たとえばたつた一人が反対をしておる、これの説得に時間を要しておる、それではその一人の分を除いたらどういう土地利用計画になるかというふうなことで、種々検討を深めているところがございますし、それからもう一つは、ぜひやりたいのだけれども、せっかくなやってもここは一種住専だ、したがってもう少し高さの高い賃貸マンションをつくりたいので何とか二種住専に早くしてもらえないだろうかというふうなことでおくられているところがございます。

それからもう一つは、農住組合の制度の特色といたしまして、土地の区画整理等、下の条件を整備するだけではないで、住宅等上物を必ずつくるというところが必須条件になっておりますが、この住宅につきまして、かつてのようにつくれば何でも分譲できるあるいは賃貸希望者が出てくるというところではございせん時代で、需要者、消費者の選択の目が大変厳しくなつてまいりました。既存の農住賃貸住宅などを見ても、たとえば間取りが必ずしもよくないあるいは玄関をあけるというところで、最近の需要者の要請に合ったような住宅をつくるために関係者がコンペをやつてひとついいものをつくらうというふうな計画があるというふうなことで若干おくられておりますが、先ほど申し上げましたようなところで本年度はかなり出てくるのではないかとこのように思っております。したがって、面積要件でどうかその他のいままの必要な要件が設立が若干おくらざるもの、このネットワークになっているものでは必ずしもないというふうな考えをしております、この辺は当面現行制度を維持して大いに普及、推進を図つてまいりたいというふうに思っております。

それから、これらの制度は元来市街化区域の中の農地についての制度でございまして、お説のとおり市街化調整区域等の開発のために、こういう農地を必要に応じてとめて残しながら良好な住宅地を供給するという思想は大いに尊重すべき思想でありまして、そういう方向で調整区域の開発をすべきではないかというふうに思っております。それが直ちにいまの制度を調整区域に拡大をすべしということには必ずしもならないのではなか、開発許可制度の運用の方で対応すべきものではなからうかというふうに思っている次第であります。

○甘利委員 次に、水資源対策の推進についてでございますが、長期的な水需給の見通し、総合的な水資源対策の推進、こういうことになりまして、まずダムが考えられるわけでございます。ダムの建設はコストの枠を超えてもやるべきではないかと私は思うわけでございまして、この点についての御見解をひとつお尋ねいたします。

○川本政府委員 全国的な近年の水需要の動向でございまして、最近安定経済成長へ移つてまいりましたこと、水使用の合理化等が進んでまいりましたこと、そういったことなどによりまして、水需要の伸びは鈍化はしておりますものの、今後生活水準の向上等によりまして、依然として増大するものと私も考えております。このために、水資源開発というものは長期的な展望に立ちまして、計画的にまた重点的に強力に推進していかねばならぬ、そう思っております。

いま先生おっしゃいましたダムなどの水資源開発におきましては、わが国土は地形的にもあるいは地質的な条件、そういったことからダムの適地が制約をされてきておりました。水資源開発が進むにつれて、水の開発コストが高くなることは、これはやむを得ない傾向であらうかと思っております。しかし、ダムによりまして水資源開発がたとえ他の手段といえますか、海水の淡水化であるとか下水処理水の再利用、そういった水資源開発手法と比較いたしまして開発水量も多くなり

ますし、維持管理費が低廉でもございますし、エネルギーの消費量も少ない、そういったことなどの理由によりまして、まだまだ有利なものであると考えております。

また、農業用水の合理化といったようなことを考えていくことも必要でございまして。上水道への転用、こういったことも重要な課題であると思っておりますけれども、これにいたしまして、水路網の再編成、合理化事業にもコストがかかる。また干害期だけではなく、水道になりますと、冬季にも水源の手当てが必要になるというふうな問題点がございます。

いずれにいたしましても、増大いたします水需要に對しましては、いま申し上げた下水処理水の再利用あるいは水利利用の合理化等もさらに積極的に進めるべきであると思ひますけれども、先生御指摘のとおり、ダムなどによりまして水資源開発の推進を基本として、今後とも対処していくべきである、そういうふうに思っておりますので、さらに推進してまいりたいと思ひます。

○甘利委員 次に、住宅地対策についてでございますが、この対策の第一は地価対策であり、地価対策の第一は、将来にわたる宅地の大量供給である、このように思ひます。宅地の大量供給に、関連をいたしまして御質問するわけでござい

ます。線引きの見直しをしまして、宅地の供給が思うようにふえない、こういう現実があるわけでございまして、これは当然何か欠陥があるわけでございまして、この欠陥の排除をしなければならぬと思ひます。そこで第二には、市街化地域の線引きの見直しと開発とを結びつけることはできないのか。つまり見直しイコール宅地供給、大変むずかしいけれども、こういうことはできないだろうかということでございます。御承知のように、線引きの計画決定は知事が行います。原案はいままでは県がつくりましたところ、今回からは原案は市町村がつくるところになっておるわけでございまして、前にも原則と

して県がつくると、原則が入っているわけですが、今度もまた原則として市町村がと、原則というのが入っているのですが、思い切ってこの原則を取ることはできないのでしょうかというところをここでお尋ねをするわけですが、いかがでしょうか。

○加瀬政府委員 お尋ねの点、三点あったかと思ひます。まず第一点は、線引きの見直しを行つても宅地供給がそのまま出てこない、何か欠陥があるのじゃないかという点でございます。それから二番目の、市街化区域に編入した地域は、開発と運動させた方がいいのじゃないか、この二つについて一緒に答え申し上げたいと思ひます。

欠陥があるのではないかと、この二つにつきましては、市街化区域が大きい過ぎるのじゃないかと、将来の思惑を考へて、開発の意図がないのに市街化区域に編入して、区画整理をすると言ひながらしないで食い逃げがあるのじゃないかと、こういう御指摘があるのは事実でございます。ただ、線引き制度自身は、都市への急激な人口等の集中に対応しまして、無秩序な市街化の防止に大きく寄与したわけでございますが、他方で、市街化区域におきます都市基盤の整備の立ちおくれ等によりまして、計画的な市街化が進展しないために農地等の未利用地が残存しまして、根強い住宅宅地需要に適應していかない、こういう面も見受けられるわけでございます。こういう関係から線引きの運用方針を改めまして、市街化区域の農地等について土地区画整理事業等の面整備を積極的に推進していただく、あるいは開発の見込みがないものは逆に調整区域に逆線引きする、まずこういうふうなことを含めまして、さらにこの場合、農地が逆線引きで穴抜きになる場合にも、どちらかというと、いままでのように余りヘジテーションしないで、五ヘクタール以上あれば運用できるように措置しているわけでございます。

さらに、今後の市街化区域への編入につきましても、着実に都市的な土地利用に供給されるということが確実になつた段階で編入するように指導

しております。今後は編入区域におきまして宅地供給が促進されるように、さらに指導してまいりたいと思つております。そして現在、各都道府県、市町村でこの方針のもとに作業中でございます。秋以降に逐次宅地化の方向で御期待に沿えるような形が実現してくるのではないかと、このように考へております。

それから、第三点の御質問でございますが、なぜ原則として市町村長が策定するというふうな原則としてを加えたか、こういうことでございます。これはきわめて役人的な答弁になるかもしれませんが、仮に市町村長が全然やる気を起こさない場合には、やはり都道府県知事が原案をつくる余地を残しておかないと困るわけでございます。私どもとしてはなるべく市町村長が原案をつくつてくださることが好ましいと思へておるわけでございます。

○甘利委員 次に、都市対策についてお尋ねするわけでございますが、都市対策の柱が再開発と区画整理、このように言つておられるわけでございますが、このいずれの手法も公共分が少し多過ぎるのじゃないか、このように考へますが、これについての御見解。

○加瀬政府委員 土地区画整理事業は、減歩あるいは換地という手法によりまして公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る事業でございます。公共施設用地を生み出すためあるいは事業費に充てるために保留地を要するわけでございますが、このために宅地の利用増進の範囲内で減歩を受けるのは地権者の受忍の範囲だろうというふうに私は考へております。最近の平均的な減歩率を見てみますと、おおむね三〇％というところでございまして、そのうち公共減歩が二〇％というところでございますが、この程度であれば、土地の利用増進の範囲内におさまると考へられますので、一概に高過ぎるとは言えないのではないかと、このように考へております。

それから、市街地再開発事業でございますが、土地の高度利用を図ることによりまして、街路、

駅前広場等の公共施設と建築物を一体的に整備する事業でございます。既成市街地の環境改善に寄与するものとして考へております。この場合におきまして、公共施設の管理者から負担金を導入するとともに、権利者は従前資産に見合うその事業後の資産を得るわけでございます。こういった事業のあり方は、必ずしも権利者に高い負担を課して公共施設を整備しているというわけでもないのではないかと、このように考へております。

改正する法律案を提出することとした次第であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、昭和五十八年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画を策定することとしたしました。

○松永委員長 次に、内閣提出、道路整備緊急措置法及び農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第二に、道路整備五カ年計画にあわせて、昭和五十八年度を初年度とする農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案を提出することとしたしました。

○松永委員長 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、明後四日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

道路整備緊急措置法及び農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

○内海國務大臣 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

現行の第八次道路整備五カ年計画は昭和五十七年度をもって終了することとなりますが、わが国の道路整備水準は、なお著しく立ちおくれた状態にあり、また、交通安全対策、防災、震災対策の強化、道路環境の保全、日常生活の基盤となる道路の整備等道路整備に対する社会的要請は、ますます増大し、多様化しているところであります。

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

このような状況にかんがみ、政府といたしましては、昭和五十八年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定して、道路を緊急かつ計画的に整備することとし、このため、道路整備緊急措置法及び農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

改正する法律案を提出することとした次第であります。

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

和三十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(道路整備特別会計法の一部改正)

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改め、附則第十三項を削る。

12 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(昭和五十七年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十八年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理由

道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、新たに昭和五十八年度を初年度とする道路整備五箇年計画を定める等道路の整備に関し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年三月十日印刷

昭和五十八年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W